

日本弁護士連合会臨時総会報告

2016年3月11日（金）於・弁護士会館2階講堂「クレオ」

日本弁護士連合会臨時総会は、2016年3月11日（金）午後2時から、弁護士会館2階講堂「クレオ」において開催された。

出席者は、午後2時30分の時点で、出席弁護士会52会、出席弁護士数のうち本人出席が823名、代理出席が1万3,046名の合計1万3,921名であった。

総会は、春名一典事務総長の司会で午後2時から始められた。

村越進会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

昨年12月7日、会員373名から臨時総会の招集請求があった。招集請求書には会議の目的たる事項の欄に、本日の第2号議案「臨時総会招集請求者の提案にかかる議案」の「決議の趣旨」の3項目と同様の文言が記載されていた。

今回の招集請求は会則第36条の要件を充足するものであったため、昨年12月17日に開催された理事会の議を経て、本臨時総会を招集することとした。

私宛ての招集請求であることから、私の任期中である本年度内に臨時総会を開催する必要があると考えた。一方、本総会に付議した二つの議案は、本年1月18日の理事会で承認されたものである。その後、最終的な修正・修文を行った上で印刷し、議案書として会員に送付し、届いたのはおそらく2月5日頃である。当然、会員と弁護士会において検討する期間が必要である。殊に弁護士会では常議員会や総会等で審議されることも多く、そのため、議案書が会員のお手元に届いてから臨時総会開催日まで1か月程度は間を空けるのが通例である。

そこで1か月経過後の3月中のクレオの使用状況を確認したところ、空いていたのは、もともと代議員会の開催を予定していた本日3月11日と3月31日の2日しかなかった。本来全ての引継ぎを完了していなければならない3月31日の開催は考えにくく、また、代議員会の開催時期とも近接し、全国の会員に何度も東京に集まってもらう負担をかけることはできないと考えた。そこで、もともと代議員会の開催予定日であった本日3月11日に代議員会の開催時刻を正午に繰り上げて、代議員会と同日開催という形で本日午後2時から臨時総会を開催することとした。

次に本臨時総会の議案上程の経過について報告する。会則第59条は理事会の審議事項として総会及び代議員会に付する議案に関する事項を掲げており、総会の議案は理事会がその決定に基づき設定することとなっている。これは招集請求に基づく臨時総会に

においても同様である。

執行部としては、このような総会が開催されることを機に、執行部の方針を示し、会内議論に付することが必要不可欠であり、また責任ある対応であると考え、総会の会議の目的たる事項を「法曹養成制度に関する件」として、本臨時総会を招集することを昨年12月の理事会に諮り、承認された。

そして、昨年12月及び本年1月の理事会において本日の第1号議案「日弁連執行部提出議案」について審議し、総会決議の案として承認され、本臨時総会の議案とした。

また、会則が会員による招集請求を認めている趣旨に鑑みれば、招集請求者が採択を望む議案があるのであれば、そのまま臨時総会の議案とすることが相当と考えた。そのような理由から、本日の第2号議案「臨時総会招集請求者の提案にかかる議案」は、招集請求書を取りまとめた会員が作成した議案をそのまま昨年12月の理事会に付議し、本年1月の理事会の承認手続を経て本臨時総会の議案とした。

通常の総会では、このように一つの会議の目的たる事項に対して内容の異なる複数の議案を同時に上程することはない。しかし、本臨時総会では上述のように内容の異なる二つの議案が上程されている。

続いて正副議長の選任手続がなされ、村越会長が選任方法について議場に諮ったところ、湊信明会員（東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で選出されたいとの動議が提出され、他に意見がなかったため、村越会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、村越会長は、議長として菊地裕太郎会員（東京）、副議長として石田法子会員（大阪）及び三浦邦俊会員（福岡県）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶がなされた。

議長は、議事録署名者として、森徹会員（東京）、阪本智宏会員（第一東京）及び福山洋子会員（第二東京）の3名を指名した。

副議長は、議事に入る前に、発言や採決に際しての注意事項を説明した。また、本総会の議事が会則第54条第1項により公開されている旨及び傍聴者は傍聴席にて傍聴されたい旨を述べた。

議事規程第5条に基づき、村越会長から議案が提出された。

議長は、議事に入る旨を宣した。

議案の取扱いについて、会長から、第1号議案及び第2号議案は関連する議案であるため、一括上程して審議されたい旨の意見があり、議長は、第1号議案及び第2号議案

を一括審議することとした。

[第1号議案] 日弁連執行部提出議案

[第2号議案] 臨時総会招集請求者の提案にかかる議案

議長は、第1号議案「日弁連執行部提出議案」及び第2号議案「臨時総会招集請求者の提案にかかる議案」を一括して議題に供した。

伊藤茂昭副会長から、次のとおり第1号議案の趣旨説明がなされた。

日弁連は2012年3月15日の「法曹人口政策に関する提言」と同年7月13日の「法科大学院の改善に関する具体的提言」の二つの理事会決議に基づき、司法試験合格者数をまず1,500人まで減員すること、法科大学院の統廃合と定員の大幅削減を行い、教育の質を向上させること、予備試験について制度趣旨を踏まえた運用をすること、給費の実現等の司法修習生への経済的支援を含む法曹養成課程における経済的負担を軽減すること等を相互に関連した一つの基本方針と位置付けて取組を進めてきた。

そうした状況下で、政府の法曹養成制度改革推進会議は、昨年6月30日、制度改革に関する決定を取りまとめた。この決定により各事項につき、一定の改革の方向性が示されたことで、法曹養成制度改革はその実現を目指す新たな段階を迎えた。

そこで執行部は、前述の二つの提言に基づき、関係機関、関係者と協力し、推進会議決定の積極的な内容の具体化を初めとして、法曹養成制度の全過程にわたる改革を進めるとともに、緊急の課題として三つの事項を可及的速やかに実現するために、全国の会員の皆様、弁護士会と力を合わせて取り組むことを提案する。

以下、各事項について説明する。まず年間の司法試験合格者数に関する第1項である。日弁連の2012年人口提言は、まず、司法試験合格者数を1,500人まで減員し、更なる減員については、法曹養成制度の成熟度、現実の法的需要、問題点の改善状況の三つを検証しつつ、対処していくべきとしているが、これは1,500人が実現した後の対応に関して述べているものである。

推進会議決定は政府決定の文書として初めて1,500人に言及した。しかしこの1,500人という数字は簡単に入ったわけではない。周囲の理解が得られにくい困難な状況の下で、一貫して「市民のための司法を確立する責務を担う」との立場から日弁連の提言の趣旨を関係各者に丁寧に訴えてきた中でようやく認められたものである。

昨年の司法試験合格者数は1,850人であり、1,500人はいまだ実現されていない。このような現状において日弁連が緊急に取り組まなければならないのは、人口提言にあるとおり、まず1,500人の実現である。そして、推進会議決定に至ったこれまでの経過等を踏まえると、1,500人実現後の対応についてまで、今この段階で言

及すべきではないと考えている。

執行部としては、推進会議決定の取りまとめがなされ、法曹養成制度改革の実現を目指す新たな段階を迎えた今、年間の司法試験合格者数については、まず緊急の課題として「1,500人の速やかな実現を図る」というメッセージを明確に打ち出し、日弁連、全国の会員及び弁護士会が一丸となって取り組むことを提案する。

続いて第2項について説明する。日弁連は「法の支配」を社会の隅々にまで行き渡らせ、基本的人権を擁護し、社会正義の実現を図るため、積極的に取組を進めるとともに、その担い手である法曹の養成に長年にわたり力を注いできた。

旧来の法曹養成制度に対する反省を踏まえてスタートしたプロセスとしての「法曹養成制度」、その中核と位置付けられた法科大学院は、法曹養成に特化した専門職教育を担う機関として専門的な法知識の修得はもとより、創造的な思考力、法的分析能力、法的議論の能力、法曹としての責任感や倫理観が涵養されることを目指してきた。

一方、法科大学院間の教育内容、水準のばらつき、司法試験合格率の低迷、経済的負担その他の諸課題があいまって、法曹志望者は年々減少している。そして、2011年にスタートした予備試験は、本来、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により、法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための道を確認するためのものであったが、実態としては、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占めるとともに、予備試験合格者の約8割を法科大学院在学中の者や大学在学中の者が占めるなど、制度が予定しなかった状況に至っている。

日弁連はこのような実態を真摯に受け止めつつも、従来法曹養成制度に対する反省に立ち返り、法科大学院制度の意義、期待された役割を踏まえ、同制度の優れた面を最大限に発展・伸長させ、課題を克服するために2012年の提言を取りまとめたものである。

こうした中、政府は推進会議決定で法科大学院制度に多くの課題があることを踏まえつつも、同制度を維持し、平成27年度から平成30年度までを集中改革期間として改革に取り組むことを決定した。また、予備試験については、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損なうことがないよう配慮することを期待する、とした。

これまでの日弁連の提言や、それに基づく取組に照らせば、後継者養成に責任を持つ日弁連として、まずは、推進会議決定の集中改革において法科大学院制度と予備試験制度がその課題を克服して本来の機能を果たすよう、全力を注ぐことが求められていると考えている。

そこで執行部は、緊急の課題として議案の趣旨第2項にあるように、法科大学院の規模を適正化し、教育の質を向上させ、法科大学院の経済的・時間的負担の軽減を図るよう取り組むこと、そして予備試験については、本来の趣旨を踏まえた運用とするよう取り組むことを提案する。

最後に第3項について説明する。修習生に対する給費制が廃止され貸与制になったため、修習生が数百万円の負債を負うこととなり、その経済的負担の重さが法曹志望者の減少の一因となっていると指摘されている。有為な人材が経済的事情により法曹を断念する事態が深く憂慮される。こうしたことから、日弁連の司法修習費用給費制存続緊急対策本部や各弁護士会は、一貫して修習生への給費を求めて精力的に取り組んできた。

こうした地道な活動を重ねる中で、貸与制に代わる給付型の経済的支援について、より実現しやすい用語を用いて制度の提案をしてはどうかという意見が多数寄せられた。こうしたことから日弁連は、修習手当の創設というフレーズを使い、全国各地で運動を展開してきた。

これに対する賛同も広がり、給費の実現、修習手当の創設に向けた賛同メッセージは国会議員の過半数を超え375通にも上っている。この修習手当の理念は、給費制の理念と変わるものではない。そして、要求する修習手当の内容も、修習生が安心して修習や生活ができるよう、生活費、住居費、交通費等を含め十分な内容にしなければならないと考える。

推進会議決定は、「司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討する」との方針を打ち出した。今こそ弁護士会が、そして全ての会員が一致団結して取り組む必要がある。執行部は多くの賛同を得てきた給費の実現、修習手当の創設を求め、日弁連が全力で取り組んでいくことを提案する。

ここで、東日本大震災で亡くなられた方々への哀悼の意を表して全員で黙祷を行った。

続いて、臨時総会招集請求者の提案にかかる議案を取りまとめた愛知県弁護士会の鈴木秀幸会員から第2号議案の趣旨説明を希望する旨の通告があり、鈴木会員から、次のとおり第2号議案の趣旨説明がなされた。

私はこの国の裁判をよくしたい。欲や得ではなく、この国に自由業の戦後のすばらしい弁護士制度を残したいという一心から、これまで司法問題委員会で活動し、皆さんに理解と協力をお願いしてきた。充実した審議が行われることを期待し、その前座を務めるつもりでお話しさせていただく。

最初に、日弁連と司法改革の関係について簡潔に四つのことを申し上げる。

最近の執行部の文書では、弁護士の魅力、それに加えて、誇りと希望を社会に発信する必要があると盛んに訴えている。以前にはなかったことで尋常なことではない。原因は明らかである。日弁連自身が唱えた司法改革が原因である。

職能団体が会員の本業を守らない、それでは健全な業界は成り立たない。良い人材が集まらない。司法改革のとき「2割司法」とか「供給が需要をつくる」とか宣伝された。しかし需要が少ないことは当時から分かっていた。司法改革は、「市民のための司法改

革」というスローガンで始まった。しかしその結果は、業界の破滅である。今や市民のためではなく、企業・官庁・大学のための司法改革になっていると思う。

以上のことを申し上げた上で、招集請求者案の提案理由を、まず司法試験合格者数のことから6点述べる。

執行部は、推進会議決定をもち手を挙げて歓迎した。推進会議は合格者数について一体何を決めたのか。執行部は「当面1,500人を決定した」と説明している。しかし、そうではなくて、このままでは1,500人を下回りそうだから必要な取組を行う。そして1,500人より多くするということを決めたのである。

弁護士の過剰と志願者の減少という現状からすると全く逆行する決定である。これに対して執行部は反対意見を述べていない。日弁連の上層部と一般会員の間には危機感に大きな開きがある。会員の多数は、間違いなく招集請求者案と同じである。この危機感の違いが提案理由の第一である。要するに、推進会議は弁護士の窮状を歯牙にも掛けた。執行部も会員のことを考えなかった。主張すべきことを主張しなかった。日弁連執行部が1,500人以下にしたいと考えたことは一度もない。合格者数を高止まりさせて1,500人を守るという活動をした。

会員の中には一旦1,500人を実現してから、その後に更なる減員の活動を開始すればよいという考えがある。しかし、それは間違いである。

現場を知る職能団体が世間に間違ったメッセージを送れば取り返しがつかない。もともと2000年に日弁連が打ち出した合格者3,000人は僅かな資料を意図的に悪用した間違ったメッセージであった。そのために、制度設計を間違えた。そして人の人生を狂わせ、振り回し、苦しめられた人々がたくさんいる。今回の執行部の1,500人決議についても同じ間違ったメッセージを送ることになる。

第2点として、弁護士人口問題の根本は需要と経済問題である。既に弁護士が大幅に過剰であることは、ほとんどの人が認める客観的な事実である。ところが執行部はいまだに弁護士過剰であることを認めない。この弁護士の過不足の認識の違いが提案理由の第2である。

最近15年で弁護士人口が2.1倍となり、所得が45%に減少している。推進会議の調査の資料も需要が少ないことを完全に裏付けている。志願者が4分の1以下に減った理由ははっきりしている。学生が、弁護士の需要がない、過剰だ、先が暗いと思っているからである。最近の10年で弁護士人口は年間7.5%増加した。参考に医者は1.5%である。

2011年3月に弁護士が3万人になった。この年のアンケート調査で60%以上の会員が弁護士過剰だと回答している。最近は80%に達している。1,500人は弁護士を破壊する数字である。1,500人に限った減員要求では、1,800人案と実質的に変わらない。1,500人以下を要求することでなければ意味がない。

次に第3点として、執行部の志願者増加の取組を批判する。執行部は今後も1,50

0人の実現が困難だと説明している。しかし、これは全く嘘である。適性試験の受験者はこれから3,000人以下になる。増員論者が間違った取組をしなければ自然に合格者は1,000人に近づいていく。執行部は合格者を減少させないために適性試験の志望者を4,600人以上に増加させる方針を採った。これは合格者減員に逆行する方針ではないか。減員が困難という説明と理屈が合わない。そもそも職業的魅力を落としたまま、逆に学生の募集に取り組むという方針は信義に反する。

この春入学する法科大学院生は文科省の指標に従えば1,800人ぐらいになる。この期の修了者は1,500人程度に落ち込む。この執行部の志願者増加対策に反対であることが提案理由の第3点である。

この執行部の方針は大変危険なことである。志願者を大量にかき集め、累積合格率を70%に引き上げるというのである。今以上に質が悪化し、国民の利益にならない。弁護士という職業を自らおとしめることになる。そうではなくて、職能団体である日弁連は、法曹資格にふさわしい、司法試験の基準を守る役目を果たさなければならない。これ以上合格基準を引き下げないように要求し、監視する義務がある。

第4点として、日弁連がこれから取り組むべき優先課題について指摘する。日弁連上層部は、法科大学院の志願者が減少したことに一番危機感を持っている。ところが会員は、逆に供給過剰と社会的弊害を危機だと思い、その是正が最優先課題だと思っている。この優先課題の違いが提案理由の第4点である。

弁護士過剰は個人の経済的基礎の崩壊にとどまることではない。必ず職務の独立と適正さを奪い、社会的・公共的活動から手を引かせ、弁護士自治を空洞化させる。人権擁護と社会正義の実現という使命の遂行を困難にする。公共性と過当競争は両立しない。不祥事が多発し、世間からひどい非難を浴び、信用を失墜することになる。やりにくい仕事になり、はた迷惑な嫌がられる職業となる。歴史の教訓から、今後この傾向が急速に強まることを考えていただきたい。

執行部が主張するように、日弁連と関係機関の信用問題は、一時的な増員論者仲間の限られた問題である。弁護士全体の課題、国民的課題を優先して考えなければいけない。

提案の第5の理由として、請求者の合格者減員案をどのように実現していくかについて申し上げる。

まず執行部は、推進会議に対して1,500人を上回る規模を視野に入れることは、志望者の減少を踏まえると現実的な基盤を欠くと曖昧な言葉で説明している。しかし、現実的な基盤を欠くというなら1,500人も五十歩百歩である。

要するに、執行部は、減員の理由として、もはや隠し切れなくなった弁護士の質の低下、需給関係の悪化、経済の悪化に目をつむり、弊害の多発について原因を説明しようとしなさい。これでは本気で減員を要求し、説得活動をしたことにはならない。職能団体として、国民に対して情報を提供する義務がある。都合の悪いこと、国民に迷惑をかけることを国民に黙っておこうとしているのは許されない。弁護士需要が少ないので志願

者が4分の1以下になった。それに合わせて合格者数を何分の1以下にするのは当然のことではないか。

民主党政権下の2012年の総務省の政策評価でも、弁護士供給は過多で、質の課題があると指摘している。そして2013年、自民党の司法制度調査会は事実上、1,000人以下を提言している。2014年には、2016年までに1,500人程度にすべきだと提言している。これは請求者案に近い内容である。国会議員は、日弁連執行部は合格者の減員に積極的でない、1,000人と言わないので政治家は動けないと言う。現場の責任者が言わないで誰が言うのか、とも言う。

弁護士人口の適正化を求めるのは、司法の独立と弁護士自治からして当然のことである。もはや執行部のように延々と1,500人と言っている状況ではない。日弁連が誤りを認め、早期に1,000人と言い出すことが決定的に重要である。これをしないのでは、職能団体の存在意義がない。会員が離れていく。需要が少ないのに弁護士を増やすのは社会的に無駄で有害なことである。過剰弁護士が不祥事を多発させ、世間の非難が大きくなる。ますます日弁連と弁護士会は、その批判の矢面に立たされることになる。会員が崖っぷちに立たされている今こそ、執行部は自ら必要な増員路線をやめる最後の機会と考えなければならない。

第6点として自治の空洞化と自治の憂えるべき実態について触れる。

法曹人口と法曹養成について、以前行われていた単位会評価、会員アンケート、専門委員会の設置、司法シンポジウムは中止されている。これが日弁連政治に本当の会員の意思が反映されない原因になっている。

会員の意思が反映されないもう一つの原因がある。弁護士自治が憂えるべき実態であることである。弁護士自治は個々の弁護士の不祥事や弁護権制限の問題に限るものではない。弁護士自治は、大学の自治や住民自治と同様、会員が所属団体の政治を主体的に決定することが核心である。ところが大都市の単位会において秘密投票制と秘密にできない委任状提出の方法との間に大きな数の違いが生じる。これは一体どういうことか。余りにも異常である。

経済的強者、派閥及び執行部が会員を締め付け、多数をとり、その横暴が会内民主主義をゆがめている。自由と多様性を喪失させていると言わざるを得ない。これでは、戦後の自主独立の弁護士制度を自ら破壊して生きることにならないか。日弁連は本当の会員の意見を確認するためには、会員投票又はそれに代わるアンケート調査を実施すべきである。

次に予備試験の制限について一言申し上げる。弁護士法第1条の弁護士の使命からして、日弁連が予備試験組の合格者数を1割に制限するなどということは絶対に言うべきではない。逆に予備試験の合格者枠を広げるべきである。

次に給費制の復活についても一言申し上げる。給費制の本質は法曹養成を国の責務とすることである。そして修習専念義務と給費制は、義務と権利との不可分な関係にある

と考えるべきである。中途半端な経済的支援では、学生と修習生の志に対する影響は少ないのではないか。運動方針としては最も分かりやすい給費制の復活を宣言すべきである。

最後に皆さんに訴えたい。国家が弁護士人口政策を極端に変えた。余りに大きな弊害と、余りに大きな犠牲と負担を押し付けた。そのため多くの弊害が発生し、今後ますます拡大するに違いない。弁護士自治は会員の自治である。当事者及び自治の主体として自ら職業的環境の悪化を訴えなければならない。全力で自由業の弁護士制度を守らなければならない。

そのためには、会員の皆さんに招集請求者案を支持してもらい、この総会が日弁連を変え、世論を変え、政策を変える出発点になることを期待している。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

新穂正俊会員（埼玉） 「第1号議案について質問する。概要は日弁連ファックスニュースの位置付けと、執行部のファックスニュースの不公正利用についてである。

日弁連ファックスニュースは全会員の会費の負担で送信されており、その使命は全会員に日弁連で起きている事実を速やかに知らせるための手段として作られた制度のはずであるが、そのように執行部で認識されているのか、その見解を伺いたい。

2点目、会費を負担している招集者案支持者も多数いる中で、執行部は日弁連ファックスニュースにおいて事実の伝達ではなく、執行部提案だけの支持を求めるための宣伝媒体として2回も利用した根拠は何か。そのように自分だけを利するような利用が執行部には認められると考えられているのか。その場合には、それを正当化する理由は何か。

3点目、理事会での臨時総会の議案の審議の対象は、提案された議案を付議するかどうかだけで、その議案の内容の支持・不支持は含まれないのではないか。なぜならば、総会議案に賛成するかどうかは総会でのみ審議対象となり、理事会では総会に付議するのが適当かどうかだけを審議しているはずだからである。ちなみに理事会議事録でも明確に「議案の付議の承認」としている。この点について、執行部は議案の内容、賛否自体の理事会決定に含むと考えているのかどうか。いるとして、その根拠は何なのか明らかにしていただきたい。

4点目、ファックスニュース2月2日号では村越会長から執行部案への賛同を求める発言があり、続いて執行部提案が賛成76、反対4、棄権4の圧倒的多数で可決されたと一方的に執行部案の宣伝に利用している。これは題目でも「圧倒的多数で可決」となっている。いかにも内部の善し悪しが大差をついたかのごとく記載しているが、会員に大きな誤解を生むものであり、かつ、ファックスニュースの事実だけ伝えるという趣旨に反し、公平に反するものと考えるが、執行部はどのように考えて、この記事を掲載したのか。

この記事は、会員に「大勢は既に決している」という予断を植え付け、招集請求者側への委任状の付与を含めて臨時総会の審議の公平に反するのではないか。公平に反しないというのであれば、その理由を明らかにされたい。

総会議案が総会で可否を決する以上、執行部提案であっても、理事会で総会の付議議案とされたからといって、日弁連の決定事項となったわけではない。臨時総会招集者の議案と同じく一試案にすぎないわけである。一試案にすぎない執行部提案だけを日弁連ファックスニュースで前述の虚偽とも考えられる事実で宣伝するのは執行部の権利の濫用であり、明らかに公平に反すると考えるが、執行部はどう考えているのか。公平だと言うのであれば、その根拠は何か。

6点目、そもそもこのような状況の中で臨時総会招集者案が否決された場合は、執行部側に有利に、かつ、違法な宣伝のみをファックスニュースにより許した中で行われた議決であり、手続的に見ても違法で無効ではないかと考える。執行部の見解をこの点についても教えてほしい。」

伊藤副会長 「6点目のところは意見にわたるのではないかと思うし、1点目、3点目も関連していると思うので、順次、質問に回答させていただく。

まず、ファックスニュースであるが、日弁連会内の情勢や執行部の方針について広く会員に周知し、理解を求めべく随時発行している。執行部としては、会員に臨時総会の招集請求がなされて、臨時総会が開催されること、これに関して執行部は責任を持ってどのように対応するのかという見解を伝え、執行部の意見への理解を求めべく発行したものであって、これ自体は何ら公平を欠くものではないと考えている。

また執行部提出議案について、総会の付議とともに、議案の内容についても、理事会で、質疑応答も含め十分に審議した上で承認されたものであり、理事会でもそのように説明しているものである。

執行部提案がなされた経緯については冒頭に会長から説明があったとおりである。1号議案、2号議案の順序についても、会則第59条第2項、議事規程第5条に基づき会長の裁量に委ねられている。」

菅本麻衣子会員（東京） 「第1号議案について質問する。第1号議案では司法試験合格者を早期に1,500人とすることとしている。先ほどの説明で、その後については言及しないと述べていたが、司法試験合格者が1,500人になった後のことは日弁連として全く考えていないのか。それがまず一つ。考えているとしたら、どのようなことを考えているのか。

二つ目は、一度、第1号議案のような議案を通したら、1,500人が達成された後、2012年のとおり、更なる減員をその後求めようとしても、今よりも更に国民の理解は得られにくくなってしまわないか。日弁連は1,500人と決めたのに、なぜ

今更もっと減らせと言うのだと、弁護士でない方々、世論からかえって反発を食らうのではないか。1, 500人より減員することは、更に困難になってしまうという危惧感を持っているのか。持っているとしたら、その対策はどういうことを考えているのか。持っていないとしたら、なぜそのような危惧を感じないのか。」

伊藤副会長 「様々な考えがあり、真剣に法曹養成のことを考えているとは思いますが、2012年3月の提言では、「まず1, 500人まで減員し」と言っており、その先の更なる減員については、一つ「法曹養成制度の成熟度」、二つ「現実の法的需要」、三つ「問題点の改善状況」を「検証」しつつ「対処」していくと述べている。

執行部案は先ほども趣旨説明で述べたとおり、緊急に実現すべき課題として、まず1, 500人の早期実現を掲げているもので、この提言を何ら変更するものではなく、提言に沿って、1, 500人が達成された段階で先ほどお話ししたことを検証しつつ考えるということであり、それ以下でもそれ以上でもない。」

菅本会員 「検証というのは今現在行っている形跡が見当たらないが、どのようになっているか。」

伊藤副会長 「検証については、推進会議決定に至る過程で日弁連は様々なデータを示して働きかけを行ってきた。その経過においては、膨大なデータ資料もある。その結果が1, 500人と書き込まれた推進会議決定であり、去年の3月の段階では1, 800人というようなことが各界・各層で言われていた段階で1, 500人を書き込んだ努力が、この間の日弁連のデータを使った努力である。」

及川智志会員(千葉県) 「答えていないと思うので、同様の質問をさせていただきます。ここに書いてあるのは、主文一個、「まず、司法試験合格者数を早期に年間1, 500人とする」と、終わり。更なる減員については何も書いていない。なぜ書いていないか聞いている。

それにもともとの執行部案には、「まず」も「早期に」もなかった。「司法試験合格者数を年間1, 500人とする」と、最初はそうだった。それで、理事会で異論が出て「まず」、「早期に」と入れたのではないか。もともとの方針は1, 500人とする、これだけではないか。「更なる減員」は入っていない。誰が見ても、2012年提言からの後退である。どうして「更なる減員」を入っていないのか。それからどうするつもりなのか。これを日弁連が総会で決議し、表に出して一体どうするのか。それが第1の質問である。

第2の質問は、第1号議案と第2号議案の両方に質問する。法科大学院の入学者が、今もう2, 000人台である。この2, 000人から合格者1, 500人を選ぶ。選抜

機能は働くのか。法曹の質をどうやって確保できるのか教えてほしい。」

伊藤副会長 「第1点を答える。結論だけお話しすると、書くことが不適切だと判断したからである。先ほどから何度も答えているように、現在1,500人でまとまることが各界・各層に働きかけるについて極めて重要であり、1,000人を掲げることがこの場合日弁連の力をそぐことになると判断しているからである。」

及川会員 「その後、どうするかと聞いている。現時点で不適切で出さないのなら、その後、どうするのか。社会的影響はどう考えているのかと聞いている。」

議長は、執行部の回答はこれ以上ないことを確認し、質問者に説明の上、第2の質問に回答するよう促した。

三宅弘副会長 「法科大学院の入学者が2,000人台になって合格者が1,500人になったときに、その選抜の過程において法曹の質をどうやって保つのかという質問について答える。

平成27年度適性試験の受験者数は3,517人、ロースクールの実入学者は2,201人となっており、これらの数は年々減少してきている。法曹志望者が減少しており、このまま法曹志望者数の回復がなければ、やがて市民の司法に対する期待に十分応えることが困難な状況になりかねないという認識を持っている。

また法曹の質を維持するためには、入試の段階で多くの法曹志望者の中から選抜されたほうがよいのであり、そのためには入試競争倍率2倍以上を確保しなければならないというのは重要な点である。

そして、法曹志望者の増加のためには、法科大学院を修了すれば大体の者は合格できるという全体的な仕組みを作る必要があると考えている。

執行部は、適性試験の受験者の数4,600人以上と累積合格率70%という数字を一つの目安と考え、示してきた。この累積合格率70%という数字は、決して司法試験を簡単にするというのではない。法科大学院でしっかりと勉強すれば、大体の者が合格できるようになれば、法曹志望者が増えるだけでなく、法科大学院においても受験技術的な学習に囚われることなく、真に法曹に必要な能力を得るための教育を十分に実施することが可能となり、先ほどの質問にあった質の高い法曹養成が可能になると考えている。

そしてこの仕組みが機能するためには、法科大学院が司法試験に十分合格し得ると自信を持って言える学生を修了させること、すなわち法科大学院において厳格な成績評価と修了認定がなされることが大前提であり、日弁連としてもこの点を法科大学院に強く求めてきていることを改めて強調し、今後もその方針を続けていきたいと考えている。」

鈴木秀幸会員（愛知県） 「提案理由の中である程度触れたが、数字を追って説明する。日弁連の基本方針は1,500人である。その場合に、全国統一適性試験受験者数を4,600人だと想定している。今年3,000に落ちたら、直ちに1,000人にしなければだめだという数字になる。志願者が4,600で1,500人だと言っている。3,000人なら1,500人の6～7割の合格者数にすぎないといけない計算になるのではないかというのが私の回答である。」

上地大三郎会員（徳島） 「第2号議案について2点質問をする。第1に、日弁連が2012年に出した二つの提言と本議案との関係である。日弁連は2012年に二つの提言を公表している。一つが法曹人口政策に関する提言、もう一つは法科大学院制度の改善に関する具体的提言である。その当否についてはいろいろと意見があると思うが、これが現時点での会内合意の到達点と理解している。しかし、本議案はこの提言の変更を求めているように見える。

まず、法曹人口政策について言えば、本議案では司法試験合格者数1,000人という数字が明記されている。これは提言では触れられていなかったことである。また、法科大学院について言えば、本議案では法科大学院と予備試験とを対等な選択肢として位置付けているように見える。これは法科大学院を法曹養成制度の中核と位置付ける提言と相容れない内容に見える。

そこで質問は、第一に今回の議案の趣旨は、2012年の二つの提言の変更を求めるものと理解していいのかということである。第二に、変更を求めるものとすれば、2012年の二つの提言を今変更しなければならない理由は何かということである。以上について説明いただきたい。

第2に、決議の内容を実現するための方策について、とりわけ法曹養成制度改革推進会議決定との関係をどのように考えているのかということである。例えば司法試験合格者数について言えば、単に決議を行っただけで司法試験合格者数1,000人という目標が実現できると思われないので、決議の内容を実現するための方策が重要になる。

特に法曹人口問題を含む法曹養成制度については、関係機関も参加した上で、法曹養成制度改革推進会議が開催され、昨年6月30日には推進会議決定が出された。もちろん推進会議決定の当否についてはいろいろな意見があると思うが、少なくとも現在はその決定に基づき政府が様々な取組を行っている状況にある。しかし、今回の決議案の内容、とりわけ第1項及び第2項は推進会議決定の内容とは相容れないもののように思う。

そこで質問は、推進会議決定が存在する状況の下で、それとは相容れない内容の決議を行って、その決議の内容をどのように実現するのか。例えば司法試験合格者数を可及的速やかに1,000名以下にするという目標をどのように実現するのか。その点について説明いただきたい。」

瀬瀬和義会員（愛知県） 「私は平成24年度の愛知県弁護士会の会長であったし、日弁連の副会長であった。そういう身でありながら、そういう身であるからこそ、今回請求を出した。

2012年の法曹人口提言について、今回の我々の提言が反するのではないかという質問に対しては、反しない。むしろ執行部こそ、実質的に間違っている、違反しているのではないか。

2012年の3月から4年経った今日の状況を見てほしい。適性試験受験者は半分以上に減っている。法科大学院の実入学者も4割減っている。弁護士は6,000人増えている。2012年の状況と根本的に変わっている。正に、「待ったなし」の状況が今迫っていると考えて今回の提言をした。

そういう意味では、実質的に私どもの提案こそ2012年の3月15日法曹人口提言に沿うものだという事である。これが回答である。

それから、法科大学院制度についての提言であるが、私見に及ぶ部分もあるが、あの提言は改正されるべきではないのかという思いが根底にある。しかし、今回はあえて触れていない。予備試験が、年齢制限とか法科大学院に行っているとか大学生だからといって制限されていいのか。

本来、司法試験というのは公正・平等なものではなかったのか。こういう制限こそ、むしろ是認できないと考えている。

それから実現の方法があるのかという質問について。我々の実力で国会議員と互角に渡り合って話し合える実力を兼ね備えているのかという疑問も含めて質問があったことだろうと思う。しかし、現実の経済状況の問題とか、弁護士が過剰とか、所得状況がどうなっているとか、こういう、本当の弁護士の実態を今まで語ったことがなかったのではないか。我々はそれを訴えて国会議員ももちろん回らなければいけない、マスコミも回らなければいけない、国民にも訴えなければならぬ。弁護士の状況はこういう状況になっている、このままでいいのか。

先ほど鈴木会員からも話があったように、このままでは弁護士自治が壊されてしまう状況になりはしないか。我々は、正に目の前に危機が迫っているという考え方をもって今回の提言をした。一生懸命説いて回る。身を粉にしても働いていきたいと思っている。」

鶴義勝会員（山口県） 「執行部案について質問する。予備試験制度についての本来の趣旨に従った運用がなされるように制度趣旨を踏まえた運用とすることという2項を掲げているが、具体的な制度趣旨を踏まえた運用とするための方策が既にあるのか。あるとすればどのようなものか。

その点で、先日の執行部案が日弁連理事会において承認されるに当たり、ロースクー

ルの抜本的な改革の中で自然とロースクールに学生が戻っていくようにするということであって、決して経済的事情、収入とか年齢とか、あるいは法科大学院に通っているかどうかで制限するという趣旨ではないという発言を三宅副会長がしているはずである。それは日弁連の公式見解か。」

三宅副会長 「予備試験は、提案理由の中でも書かれているが、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により、法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の道を確保する、これがまず制度趣旨であるということを確認する。

ただ、運用実態は平成27年予備試験受験者のうち、大学生、法科大学院生、法科大学院修了生の占める割合は5割を超え、また予備試験の合格者はこの三者で8割を超えるなど、現在の予備試験はその制度趣旨に沿った運用となっておらず、本来の制度趣旨を踏まえたものとするよう取り組む必要があると考えている。

そのためには、法科大学院改革を進める中で予備試験を制度趣旨に沿った運用に向かわせることが重要であると考えており、これと併せ、予備試験の試験科目の見直しや論文試験の出題傾向の検証、とりわけ法律実務基礎科目の出題内容や口述試験の在り方等の運用改善を図る必要があり、またそういう余地もあると考えている。

そういう観点からは、経済的事情や年齢によって制限するという、予備試験を制度的に制限する方針を採っているわけではないと考えている。」

城山英紀会員（愛知県） 「第2号議案に対する質問をする。どうやって1,000人を実現するのか。それに対する具体的な方法論をもう少し詳しく教えていただきたいというのが1点目。

もう1点は、1,000人にしたところで合格者は増え続ける。その合格者の受け皿をどこに持っていこうと考えているのか。これは執行部にも答えていただきたい。」

瀬戸和義会員（愛知県） 「具体的な方法論は何かという質問だが、先ほど大体述べたとおりで、一朝一夕にできるとは考えていない。世間にも訴えなければいけない。先ほど申したように、弁護士の実態を訴えなければいけない。マスコミにも訴えなければいけない。もちろん国会議員にも訴えなければいけない。その中でももちろん裁判所の改正などの問題もあるが、皆さんの理解を得た上でやっていくというより方法はないと思っている。

それから受け皿はどうかという点については、質問の趣旨がよく分からないが、先ほど鈴木会員が何回も述べたように、現在、弁護士が過剰である。新たな弁護士を受け入れる余地がない。そのための方策が法曹人口を減らす、法曹人口というところと正確ではない。合格者数を減らしていく、需給アンバランスの解消策が合格者減だと申し上げている。」

鈴木克昌副会長 「増える合格者の受け皿をどうするかという質問に対して答える。日弁連としては、この間、弁護士の活動領域の拡大のための施策に取り組んできている。その中で例えば、地方自治体における任期付公務員の採用の増加、あるいは企業内弁護士、いわゆるインハウスの増加、あるいは国際分野の活動に携わる弁護士の増加などについて推進し、これについて関係機関への働きかけなどをし、一定の成果は出てきているが、まだまだ不十分であると考えている。

もう一つは、日常の会員の関わっている業務との関係でいえば、権利保護保険の拡大、あるいは扶助の充実、そうしたものについて総合的に取組を続けてきた。この取組は、今後も一層の強化が必要だと考えている。」

藤本一郎会員（大阪） 「4つ質問がある。第1号議案に対して質問する。先ほど、実は第1号議案の1項目の内容は、1,500人とする予定であった、ところが途中で、「まず早期に」という言葉を付け加えたという質疑があったと思う。この「まず早期」という言葉を後から付け加えたのはいかなる意図があるのか。この点を明らかにしていただきたい。

続けて同じく第1号議案について質問する。第1号議案の説明文書を見ると、「そうした中で、政府の法曹養成制度改革推進会議は6月30日、合格者数について当面1,500人程度とすることに言及し」というくだりがある。しかしながら、執行部の資料で正しく引用されているように、「直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ」云々と書かれている。これも省略されているが、実際に書かれていることを読み上げると、「直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべき」というふうに政府の会議で決定されたものである。

そうすると、執行部案の中身であるが、政府の決定、1,500人というのは下限を示したにすぎなくて、実際は1,800人程度を維持するという中身、あるいは少なくとも1,500人以上維持するという中身であったにもかかわらず、その決定について少し誤った引用がされているのではないか。

第3点目に、これは第1号議案及び第2号議案について質問する。先ほどの話を聞くと、執行部は、法科大学院をちゃんとすると述べた。これは私ども法科大学院で教えている者からすると大変心強い言葉だった。しかし法科大学院をちゃんとするためには厳格な成績評価だと述べた。そもそも法曹志願者が増えなければ、幾ら厳格な成績評価をしても、きちんとした法曹は養成されない。まず当面1,500人、その後、何人になるか分からないというような提案でどうやって法曹志願者を増加させるのか。

同じ質問になるが、第2号議案の提案者にも質問する。適性試験4,600だったら

1,500人合格だと。だから3,000人に減るから1,000だとの回答があった。なぜ志願者が減ったことに合わせて合格者を減らすのか。我々は法の支配を実現するために、法曹志願者を、より増やす方法を努力すべきではないか。」

伊藤副会長 「第1号議案の趣旨で、当初理事会においては「まず」がなかったものがなぜ入ったのかということであるが、議論の経過を踏まえ、もともと提案理由に入っていたものを2012年決議を正確に、その部分を明確にするために入れたということで、その先のことについては触れているものではない。提案理由で説明したとおりである。

また、2点目の政府の推進会議決定では、藤本会員が読み上げたとおりの表現がある。もともと推進会議決定については、各界・各層様々な意見がある中でまとめられたものでいろいろな読み方があるが、この中に1,500人ということが書き込まれたことを最大限評価し、しかしながら、いろいろな理解の仕方があることについては、会長声明も含めて、日弁連としては意見を発表しているところである。」

三宅副会長 「法曹養成制度、法科大学院のビジョン全体については先ほど説明したところで、更なる御質問として、その志願者が増えるためにはどうしたらいいかという質問である。

この点については、執行部としては、数回の理事会で、「新しい段階を迎えた法曹養成制度改革に全国の弁護士、弁護士会が力を合わせて取り組もう」という、いわゆる「取り組もうペーパー」を提出し、議論し、またファックスニュースなどでもその点を提案した。弁護士会として、まず何ができるかという点であるが、法曹養成のために、志願者を増やすために、政府、司法関係各機関、諸団体、マスコミ等々との協議、政策提言等を要請し、若手弁護士支援や法曹養成教育の内容に積極的に関与・貢献すること、究極的には弁護士の社会的役割や活動の魅力を広め、有為な人材が弁護士を志望するように働きかけるということをしていきたいと考えている。

「弁護士になろう」というパンフレットなども用意して、様々な新しい分野に取り組む弁護士の意気込みを示している。様々な分野に新しく取り組まれている若い弁護士の大きな力を関係各機関に積極的に訴えていくことによって、志願者の増加に結び付ける、こうしたことが我々弁護士会としてできることであると考えている。」

鈴木秀幸会員（愛知県） 「法の支配と弁護士の数についての質問に答える。どの教科書を見ても法の支配に過剰な弁護士が必要であるとはどこにも書いていない。憲法の本を読むと、法の支配とは権力の抑制である。それならば、日本の裁判所は違憲立法審査権を拡大するとか、国民の権利救済にもっと熱心になるとか、それが一番「法の支配」のために必要なことである。多分、過剰な弁護士は、法の支配に反することをやる。私

の議案書に、戦前の歴史について、ちょっとくどく引用している。これは読んでいただきたい。それから、私はアメリカの弁護士の事情は、少し本を読んだ程度であるが、嫌われる職業が弁護士である。60か70の職業の中で一番嫌われる職業はセールスマンであり、2番目が弁護士である。

医者と弁護士を比較するが全然違う。過剰弁護士は、罪のない、責任のない人に鉄砲を撃つ。要するに、着手金は取り、依頼者を満足させるためには相手が要る。医者は、医者と患者しかいない。弁護士は原則として依頼者のほか、相手が必要である。この相手が嫌がる。弁護士が食うために相手を作るということである。これは過剰弁護士が生じさせることである。だから過剰な弁護士は法の支配に違反することをやる。」

齋藤尚会員（愛知県） 「執行部案に対して質問する。まず1,500人、当面1,500人、これは2～3年のことではなくて、もっと長期にわたってのことだと思う。業務の拡大の話はもう何度も聞いているので結構である。数字だけ教えてほしい。」

69期の弁護士が登録した時点での日本における在留外国人を含めた日本の人口、これは概数で結構である。あとは弁護士数、これは正確に教えてほしい。そこから導かれる弁護士一人当たりの人口、あと執行部が考える法曹人口のバランスがとれる、要するに、退会者と入会者の均衡が取れる時点がいつになるのか。そのときの予想される日本の人口は何人になるのか。そのときの予想される弁護士の数は何人になるのか。そこから導かれる弁護士一人当たりの人口は何人になるのか。これを是非教えてほしい。そういうシミュレーションをしたことがなければ、そう回答してほしい。」

伊藤副会長 「数字はない。」

吉田孝夫会員（宮崎県） 「執行部に対して質問する。先ほど総会招集請求者案についてどういうふうを実現するのかという質問があったが、総会招集請求者案がもし可決されたとした場合、執行部はその決議を無視したり、サボタージュするのか。」

日弁連は、弁護士法に基づく特別法人であるが、この組織形態からすると社団法人である。総会は最高の意思決定機関である。執行機関は会長以下の執行部である。総会で決まったことを業務執行機関がやらないというのは善管注意義務違反だと考えるが、執行部としてはどのように考えているか。総会招集請求者案が通っても誠実にその内容を執行していくのか。」

伊藤副会長 「本日、決議される総会決議は尊重する。当然のことである。」

福田健治会員（第二東京） 「まず第1号議案のうち、日弁連ニュース等の媒体の執行部による利用について、回答があったが、私は全く納得がいかなかった。執行部の見

解を責任を持って伝えるために、あのような広報をしたというようなことを述べた。しかし、今この総会場で、正に議案として提示され議論し、今から議決しようというときに、そのような執行部の見解だけがあそこで取り上げられるというのは明らかに不公平である。そのような執行部の提案を説明する場合は、正にこの議案書という書面があり、そこに尽きるべきである。

皆さんがやったことというのは結局、安保法制がまだ国会で議論されている最中に政府が政府広報を使ってその必要性を、例えば一面を使って訴えたと、それと同じようなことのように思う。この点についてもう一回伺いたい。

2点目である。第1号議案の中でずっと1,500人の後、どうするのかということがこれまで議論になっている。私自身、後ほど藤本さんが提案する第3号議案に賛成するが、執行部の議案の内容が私にはよく分からない。今1,500人の先を政治的に述べるべきではないと言いながら、一方で、この提案理由を見ると、今後、この1,500人から先について、更なる減員について検証し、対処していくべきものという2012年の提言がそのまま盛り込まれている。どちらがメッセージなのか私にはよく分からなかった。

この点について、「更なる減員について」というのは更なる減員を求めていくのかどうかも含めて検証するのか、更なる減員について、どれだけの減員を求めていくのかということは今後議論していく、検証していくことなのかということを確認する。

最後に第2号議案について質問する。第2号議案の提案理由に貫かれているのは、弁護士はもうからなくなったから、弁護士人口をもっと削減すべきだという提案のように思われる。提案理由の中で、弁護士の所得について触れている部分がある。弁護士の所得の平均値が907万円であり、これは開業医の平均年収の2,900万の3分の1以下である。弁護士の所得の中央値600万円は一般の公務員以下である。その後、「このような弁護士過剰と経済力の低下は、弁護士の職業的魅力を著しく低下させる原因となる」と記載されている。第2号議案の提案者にお聞きしたい。弁護士の職業的魅力というのは、経済力というのが主要なものだったと、そのように述べているのか。私はこんな大きな所得はないが、弁護士として様々な活動をし、所得は少なくとも充実した弁護士生活を送っている。それこそが弁護士の職業的魅力であり、私が今、弁護士を目指したいと思う人に発信したい内容である。この2号議案の提案理由を見ると、2号議案の提案者は、結局「経済力」というのが弁護士の魅力の大きな部分だと述べているように見えるが、どうか。」

伊藤副会長 「ファックスニュースについては、執行部の現在の考えを述べたものである。

それから2点目の「更なる減員について」については、減員することを前提に検証するというのではなく、減員するのかどうかを含めて全体に検証するということであ

る。」

瀬瀬和義会員（愛知県） 「所得について、縷々論じている。確かにそのとおりである。それはなぜか。所得、経済状況、これを抜きにして、経済状況を語らなければ弁護士の職業の本質が語れないと私どもは考えている。確かに魅力は随分ある。基本的人権の擁護と社会正義の実現、このような職業は弁護士をおいて他にない。私もそれはそう思っている。その志は、そう負けるものではない。

ただ、日弁連は、今まで所得状況についてほとんど語ってこなかった。今回の議案書を読まれたか。弁護士過剰とか所得状況とか、そんな言葉が使われているか。今、法科大学院に入る人、適性試験受験者が劇的に減っている原因は、先ほど執行部は言ったが、合格率がアップすれば元に戻ってくると述べている。およそ信じ難い説明だと私どもは思っている。なぜ減るのか。若い人たちが職業的な魅力を感じなくなっている。なぜ、私どもが今、経済を論じなければならないかという、法科大学院で金が掛かる。しかも貸与制でもしっかり金が掛かる。我々の所得状況、弁護士の所得状況がどうなっているのか。これを論じなければ本質が語れない。

先ほど900万円の説明があった。現在はそうである。これは推進室の調査報告書にも書いてあるが、この8年間で半減した。中央値も平均値も所得が半減した。今後、3年、4年、5年たったときに、その所得状況はどうなっているのか。そういうことを私どもは論じなければならない。」

伊藤建会員（滋賀） 「ロースクール出身者の一人として第1号議案及び第2号議案に対してそれぞれ質問をする。まず事実として法曹の志願者が減っている。そこについてはここにいる皆さん、誰も争うことはないと思っている。

第一の質問である。この減少の原因について、執行部、また第2号議案提出者は経済学的分析や科学的検討をしっかりと行ったのか。

第二に、私個人としてはこの原因は三つに分類されると思う。第一に法曹人口の増加による所得の減少、第二に法科大学院制度による参入障壁、第三に司法試験合格者の減少による合格のしにくさ、この三つ程度に分類できるのではないかと考えている。

個人的には二つ目の法科大学院の参入障壁については、できた当時、あれだけ集まったわけであるから、これが参入障壁であるとは私は考えられないと思っている。

そこでお伺いしたい。総合考慮したと思う。その総合考慮の中でこの三つの重み付けをどのように考えたのか、等価なのかそれとも優劣があるのか。そこについて第1号議案と第2号議案についてそれぞれ答えていただきたい。

そして最後に、私は玉虫色の第1号議案が最初は好きだった。しかし、ファックスニュースを見て、何でそんなことをしたかと憤っている。そして、先ほどの説明、宣伝ではなく説明であると。宣伝と説明の違いを定義した上で論じていただきたい。」

三宅副会長 「法科大学院関係から先に説明する。所得減少、参入障壁、合格者数の減少は相互に密接に関連していると考えているが、質問の趣旨の参入障壁が具体的に何を指すのかは、もう少し分析する必要があるかと思う。私どもとしては、時間的・経済的負担による障壁というところに重きを置いている。

時間的・経済的負担を軽減するためにどうしたらいいかという点は、検証の課題にも連なるところであるが、言わば旧司法試験の時代にあっても大学新卒という短い時間で合格し、社会に出られる方は限られており、時間的・経済的負担は存在していたことは事実だと思う。また、旧司法試験時代の終わり頃には、受験競争の状況に拍車が掛かり、実際に合格する方の多くは予備校などで経済的負担を負っていた。

そのような実情を踏まえて、法科大学院制度が導入されたということで、先ほどその趣旨については述べたが、時間的・経済的負担は制度に内在するものとなったとは、いえると思う。

しかし、これに対しては、現在でも法科大学院の独自の奨学金や授業料減免制度など、一定程度の経済的負担軽減策が設けられている。また、推進会議決定では、文科省において意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、地方創生の枠組みを利用した奨学金制度や授業料減免制度など、給付型の支援を含めた経済的支援の充実を推進するものとされているので、集中改革期間3年の中でそれが積極的に進むように積極的にお願いしていきたいと考えている。

それから「早期卒業」「飛び入学制度」というのが現在、かなりの大学で提案されている。これは学部3年の修了後、法科大学院の既修コースに入るいわゆる3プラス2と言われるものであるが、3プラス2の利用者を100名程度と想定することによって、早期卒業、飛び入学制度を利用した時間的負担の軽減についても引き続き積極的に推進してもらえよう支えていきたいと思っている。

経済的・時間的負担が参入障壁の大きな点だと考えると、まずは法科大学院での教育を充実させて、経済的・時間的な負担に勝り、志望者が有益だと実感する教育を実現させていくことが重要だと考えているが、併せて、引き続き今言ったような具体的な施策を積極的に進めることによって、その負担軽減に向け参入障壁を取り払っていくという方向付けで執行部としては動いていきたいし、それとともに合格者数や所得の減少等々の問題についても検証を積み重ねていく方針で考えている。」

伊藤副会長 「ファックスニュースの件も再度質問が出ているが、先ほどから答えているように、このような問題について執行部の責任で見解を明らかにすることは説明責任も含めて必要だと考えてやっている。これ以上は見解の相違になるので、ファックスニュースについての質問はこれで終わりにしたい。」

鈴木秀幸会員（愛知県） 「今の質問に対して半分ぐらいは答えられるかもしれないが、また回答になっていないと言われるかもしれない。まず、原則を二つ述べる。過剰な産業に志願者が集中するか。志願者が減っているということは、その分野の人口が過剰だということである。本当は日弁連が予備校とか、高校とか、大学の学生でも、なぜ法曹にならないのかアンケート調査をすればすぐに分かる。私のところに来る情報は、私立の有名校等の同窓会等で聞こえてくることだが、ほとんどのエリートが医学部にしている。これは国家的な損失である。

偉そうなことを申し上げて悪いが、医者というのは技術者である。弁護士や法曹というのはもっと社会的な影響が大きい。ここからすると、法学部は優秀な人が来てくれないと困る。今の状態、すごいことが起きている。皆さんも、中学、高校、この先生たちが、また両親が、法曹職・弁護士についてどういうことを思っているか聞き出してほしい。

一番いいのは日弁連が調査することである。一番簡単なのは予備校の先生に聞くことである。どういう偏差値の人たちがどこを狙っているのかと聞けばほとんど分かる。私は二つばかりの私学のことを聞いている。優秀な学生はほとんど弁護士になるなんて言わないらしい。子どもははっきりしている。弁護士になって食っていけないと言っている。私はそれだけ悪くないかもしれないとは思っているが、余り経済力が落ちると、弁護士というのは先ほど述べたように、事件を作っちゃいけない。3回に1回は断ったほうがいいぐらいの仕事である。全部食っちゃったら他の方が迷惑である。

二つ目のことを申し上げる。数のことを申し上げたが、「数」と「質」、両方が必要である。私は「数」と言いながら「質」を問題にしたが、そういう時代に来ている。

それから原因の分析というのは今言ったように、なぜそうなっているのか志願者層に分析を与えないと分からないといえれば分からない。私は答えは知っている。それは黙っていて、アンケート等で調査してみしてほしい。はっきりしている。

三つ、原因を挙げられたが、第一は所得である。しかもこの所得がどこまで下がるか分からない。私は3分の1の人は立派に食べていけると思う。しかし、中以下、やっばりこの職業に食えない人がうようよしていたら、全体が迷惑する。信用を失う。

それから参入制限の比率である。所得と参入制限と司法試験の合格者数が減ったこと、この3点がどういう関係かという、相対立する部分がある。所得を一定程度確保しようとする、国家が我々にお金をくれるわけでもないから、入口をちょっと制限する以外に所得を安定化させることはあり得ない。私たち、国家からお金をもらってはいけないでしょう。

医者はほとんど国家から何兆円というお金と保険と、そういう経済に成り立っている。我々、そういう経済にしたらいけないと言った。だったら、合格者数をちょっと考えてほしい。裁判所と検察庁はいいところだけ取っておけばいい。弁護士の人でも、300人、400人、えらくできる人が来る。でも日弁連には試験をやったり、採用試験をや

るとか、そういう制度がない。やっぱり司法試験と研修所、この二つで質を保証してもらおう。そして必要な数に限定してもらおう。こういうことをやってもらわなければ、弁護士法第1条は吹き飛んでしまう。」

正木靖子会員（兵庫県） 「第2号議案招集請求者に対する質問をする。質問は大きく2点ある。

まず第1点目として、招集請求者側の議案書に「司法改革の本質を批判し、弁護士の所得の激減及び人材の劣化という変化を、具体的数値をもって実態を十分に説明しなければならないのは、当然のことである」というくだりがある。そのうち、前者の弁護士の所得の激減については資料が添付されているが、後者の人材の劣化については具体的な説明がなく、また具体的数値を踏まえた実態の説明も見当たらなかった。

そもそも何をもって人材の劣化であるとお考えか。また人材が劣化していることを根拠付ける実証的なデータ等をお持ちか、御説明をお願いしたいというのが1点目である。

それから第2点目としては、法曹養成に関するものである。私は法科大学院の教員の経験もあり、また法科大学院の外部評価委員の経験もあるので、これを踏まえて質問させていただく。

法曹養成においては、「プロセスとしての教育が重要」との考えから、その中核として法科大学院制度が導入された。私は外部評価委員を経験したが、そのときにプロセスとしての教育の中核として優れた教育を実践しているロースクールを拝見したし、その教育を受けた、生き生きとしたロースクール生とも面談させていただき、また実際に授業を見せていただき、私自身も受けたいと思ったすばらしい授業もあった。

ところが、招集請求者側の議案には、プロセスとしての法曹養成制度に対する評価、法科大学院に対する評価、また現在、1万4,000人余りいる法科大学院出身弁護士に対する評価が表れていないように私には思われた。また、一方で法科大学院出願者を増加させる取組については批判している。

そもそもプロセスとしての法曹養成制度の必要性、重要性についてどのようにお考えなのか。

次に招集請求者は、法科大学院及びその出身弁護士については否定的な評価をしているのではないかと読めるが、そのとおりでよいか。

それから、法曹志望者の減少を放置するということは、法曹を魅力のない職業にし、司法の崩壊を招きかねないと私は考えるが、それでよいというお考えなのか。」

瀬戸和義会員（愛知県） 「人材の劣化が実証的に証明できるものではない。ただ、劣化しているというように感じることはないか。合格率の問題がある。合格率が7割、8割あるところでは、そう優秀な人材が来ないというのはやはり事実ではないか。個々の人が劣化しているということを言っているわけではない。トータル、マスで見たとき

にはおのずとそういう状況になっていくだろう。これは否定し難い事実ではないかと思っている。

それからプロセスとしての法曹養成制度についてどう考えるのか、これを否定するかということについてであるが、今回、この点についていろいろ議論はあったが、2項で私どもとしてはそれを言っていない。予備試験について制限してはならないとだけ述べている。

ただ、率直に私の本音を申し上げるならば、司法試験に合格するのにプロセスが必要なのかというのは根本的に疑問に思っている。法科大学院に行かないと司法試験が受けられないのか。レベルに達することができないのか。私も昔の弁護士であるけれども、基本書とノートと鉛筆があれば司法試験の勉強はできるのではないか。

それから法曹志願者の減少を放置するのかという質問だったか。私どもは、法曹志願者が減少していることこそ、正に危機だと考えている。優秀な人材が、多様な人材が、司法界を目指さなくなったらどうするのか。とても大事なことだ。この確保のために何をするのか。経済的な部分も含めて、職業的な魅力を増さなければならない。そのためには過剰状況を解消する方策を考えなければいけない。それに対処しなければいけない。それが日弁連ではないのかと言っている。私どもとしては、法曹志願者激減を放置しようということさらさら思っているわけではない。」

佐藤彰紘会員（第一東京） 「進行についての動議を提出する。質疑や答弁の中で実質的に意見を述べており、既に討論に入るべき状況だと考える。ついては、ここで質疑を終え、討論に移るよう、質疑終局の動議を提出する。」

議長は、野呂圭会員（仙台）の質問を最後に、動議を諮る旨を確認し、発言を許可した。

野呂会員（仙台） 「執行部に対する質問である。一つ目は、先ほど来、質疑がなされている弁護士の所得問題、経済力の問題である。弁護士の経済基盤が、所得が弱体化、少なくなっているという認識を執行部としては持っているのかどうか、この点をお答えいただきたい。

またそういう認識がある場合、その弱体化が弁護士会、そして市民社会に与える影響をどう考えているのか。この点についてもお答えいただきたい。

質問の趣旨は、執行部案では経済問題はあえて触れていないのだろうと思うが、この合格者数問題を考えるに当たっては、背景事情としてこの経済問題を考えなければいけない。これは第2号議案の提案理由でも過去の歴史的教訓が書かれてあるとおり、また現在の政治情勢においても安全保障関連法が成立し、秘密保護法が成立し、盗聴法の審議がなされ、共謀罪がもくろまれている。そういう情勢の中で考えれば、正に考えなけ

ればいけない論点だろうと思う。

2点目は、今回の推進会議決定、それに対する日弁連の評価に関して、これまでの日弁連の交渉経過についての質問である。執行部の説明では、関係者、関係機関への働きかけ、交渉をしてきたと説明されている。その結果、1, 500という数字を出すのはとても苦勞したという説明で、それ自体は、そうなのだろうと思うが、それだけではよく分からない。

そこで質問であるが、関係者・関係機関への働きかけ・交渉の中で、具体的に日弁連としてどういう意見を伝えてきたのか。もっと具体的に言えば、合格者数について1, 500人以上ということを許容する態度を示してきたのか、いなかったのか。

もう一つ、多くの地方の弁護士会では、1, 000人決議をしているが、そういった地方の弁護士会の声を交渉の中で紹介することをしてきたのか。その点についてお答えいただきたい。

さらに三つ目として、今の交渉経過についてはきちんと記録化されているのかどうか。記録化されているのであれば、それを会員に開示することができるのかどうか。それも併せてお答えいただきたい。

3点目の質問は、第1号議案、第2号議案双方の提案者に対する質問になる。給費制の問題である。どちらの決議案を見ても、詰まるところ、給費制の復活を求めていると。名前が違うだけと思うが、意図するところは第1号議案も第2号議案も同じところを指しているという理解でいいのか、それぞれお答えいただきたい。」

伊藤副会長 「最初の質問だが、経済基盤が弱体化しているという認識があるかどうか、かつその弱体化が弁護士会や市民社会に与える影響についてどう考えているのかという質問であった。弁護士の所得に関する統計については承知しており、その統計等に基づくプレゼンテーション等もやってきている。

それから、経済状態が市民社会にどういう影響を与えているか。あるいは関係諸機関に対してどういう影響を与えているかということについては、その際の議事録等を読めば分かるが、皆さんが考えているよりは、かなり冷ややかであると考えてほしい。

それから関係機関の働きかけの交渉として1, 500人以上を日弁連は容認したのかというような趣旨の質問があったかと思うが、推進会議決定について、前の質問でも出たが、1, 500人程度を上回る規模の司法試験合格者数を視野に入れたような記述もある。これらに対しては、会長声明で、法曹志望者について現状に対する危機感が欠如したような記載については、執行部はこれは容認できないということで会長声明を出してファックスニュースでも伝えているところである。

それから、働きかけの内容は記録化されているかということであるが、推進会議決定等の公のものは記録としてあるが、個々の政党等について記録はない。ただ、自民党が1, 500人という決定をし、それから公明党が1, 800人から1, 500人という

決定をした。日弁連は様々なところで活動しているということを報告して答弁に代える。」

松葉知幸副会長 「給費の関係で説明する。招集請求者と恐らくは本質的なところにおいては、差異はないものと理解している。ただ、なぜこの用語が違うのかという関係で一言説明する。

この間、日弁連が様々な議員要請とか多方面での活動、特に若手の方々に非常に精力的に努力をしていただく中で、様々な政党や国会議員と接触してきた。その過程で、司法修習生に対する経済的支援の必要性は理解できるけれども、復活という用語は適切ではないのではないのか。より実現しやすい用語を用い、制度の具体的な提案をしていく方向をとったほうが良いという意見を数多く聞いた。

また、公明党が2014年の提言では「修習手当の創設」という用語を使って経済支援をする方向を示している。日弁連としては具体的な給付型の支援の制度を提案し、実現するという具体的な運動論のレベルでこの「司法修習生に対する修習手当の創設」、あるいは「給費の実現」という用語を使うようになり、これらの活動を通じて現在は国会議員の過半数の方々に趣旨を理解していただくメッセージまで得るところに至っているところである。正に、運動の成果による名称を選択しているという現実、この成果をきちんと見ていただきたい。」

瀬戸和義会員（愛知県） 「はっきり言って本質的な違いがある。単に用語の違いだけではない。今回、私たちは「給費制の復活」ということを述べている。日弁連はなぜ給費制の復活と言わないのか。それは貸与制を導入した関係諸機関の方々にもろもろの配慮をした上でこういうことを行っている。それはすなわち、貸与制に理解を示すことである。貸与制というものは間違っていたということなぜ言わないのか。

いろいろ回っていると、国会議員、特に自民党の国会議員の方々は、修習生は貸与を受けられるだけでも恵まれているじゃないですか。世の中にはかわいそうな人がまだまだいっぱいいるんですよ。何を思い上がっているんですかというようなことをおっしゃる。ある消費者団体の代表者の方も、私の周りの相談員に聞いても給費制を是認しないですよ、何を甘えているんですか、ということをおっしゃる。それに対してどういう答えを日弁連は持つのか。

決定的な違い、本質的な違いは何か。先ほど鈴木会員が述べたように、法曹を養成することが国の責務だということ、この観念が日弁連の案の中には全く抜けている。私も、給費制廃止違憲訴訟を提起している。全国各地で行われている。愛知県で私が弁護団長をやっている。国の責務だ、憲法上の要請なんだ、これを強く主張している。

修習生は修習専念義務を課せられる反面、給費が受けられて当然ではないか。法曹を国が養成しなければいけない以上、修習専念義務が課せられることに私どもは賛成して

いる。修習専念義務を課せられるならば、給費が与えられて当たり前じゃないかという、さほど難しい理屈ではない話であるが、そのように思っている。

確かに給費制本部の方々は一生涯懸命頑張っている。私どもも愛知で随分頑張っている。相当いい線まで来たということも聞いているが、本質を間違えてはいけない。国の責務だ。憲法上の要請に基づくものだ。そして我々は、修習生は、憲法上の要請に基づく権利がある。憲法上の給付を受けられる権利があるということを申し上げたい。」

議長は、質疑終局の動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員20名以上の賛成が得られたため、動議が成立し、その後、動議につき採決したところ賛成多数であったため、質疑を終局し、討論に入る旨宣した。

遠藤直哉会員（第二東京） 「事前に第4案として既に配付してあるので、簡単に述べる。執行部の提案の第1項の人口問題であるが、1,500人というのは法曹三者及び行政庁やその他企業に行く者を含めれば、これは妥当であると考えられる。そして、第2号議案の1,000人というのも法曹三者だけに限れば、これも妥当であるとは私は考えている。

しかしながら、改革審議会の第1項を読むが、第1項の修正は、司法改革審議会の司法試験合格者3,000人の目標を維持し、法の支配の拡充に向けてそのうちの半分程度を隣接士業、税理士、弁理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士の枠とし、その業務発展のために法科大学院において隣接士業の分野の教育を強化し、各資格、これは訴訟代理権も付与するわけだが、それと専門弁護士の名称も付与する。そして法曹を含め総合格率を9割以上とする法整備をすること、これは暫定措置であって、あくまでも30年後には隣接士業を全て弁護士に一元化・統合するという案で、国民に役に立つ「法律関連士業の一元化30年計画」である。司法改革審議会及び「LAW未来の会」が3,000人を主張しているが、法曹人口増員の3,000人と、今日お集まりの皆様の抑制の意見をアウフヘーベンする、対立を回避するすばらしい第三の道であるので、是非とも真面目に検討をお願いしたい。

この件については、執行部の来年、5年後、10年後の課題であることは間違いない。

第2項であるが、法の支配の拡充のためにはこの修正が必要となる。法の支配とは法を守ること。しかし、もう一面では法を変えていくこと、悪法を変えていくこと、我々が日々闘うこと。この法の支配は二面性がある。法律・法令をただ人々に押し付けることだけでは法の支配は進まない。

今までの法学部はそのような意味で、法の支配の前向きな運用、法の前向きな運用を司法研修所、法学部、あらゆるところでやってこなかった。法科大学院こそがその法の前向きな運用をする、権利のための闘争、イエリネックの行ったその思想を今や広めなければならぬわけである。

第2項を読み上げる。法学部を改廃し、法学未修者のみの3年法科大学院の高度かつ厳格な教育を徹底させ、予備試験を廃止し、特に経済的な理由のある者又は行政官、研究職希望の者などには学部2年又は3年からの法科大学院入学を合計約3割認めるとの法整備をすることである。

第3項であるが、司法修習の廃止と有給の2年研修弁護士制度などの採用により、研修中の経済的負担を改修するとともに、これをもって日本型ミニ法曹一元化を実現していくことの法整備を求めるものである。」

議長が、修正動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員50名以上の賛成が得られなかったため、動議は成立しなかった。

藤本一郎会員（大阪） 「順番が逆になったが、4番目に第3案を提案する。

第1号議案に対する修正である。修正したいことは2点ある。

1点目は趣旨説明、第1号議案の第4段落、推進会議決定の引用部分である。執行部案の「当面1,500人程度」と書かれている部分は引用が不正確である。私の修正動議の内容は、カギ括弧の「当面1500人程度」という部分を「直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべき」、これを引用してもらいたいというのが1点目である。

2点目は次の2ページの3点である。一つ目は、司法試験合格者数である。先ほどの推進会議決定を踏まえたならば、「司法試験合格者数が年間1,500人以上輩出されるようにし、かつ、現在の年間1,800人の水準を十分考慮し、急激な減少をさせない」ということになる。

そして二つ目は、法科大学院と予備試験のことである。執行部案はいろいろと書いてあるが、何が一番重要かというのがよく分からない。「法科大学院制度について奨学金をより一層充実させ、予備試験制度については制度趣旨を踏まえた運用とする。」と、この点を変えていただきたい。

3点目については請求者案と同じである。司法修習については、明確に給費制の復活を求めるという修正をさせていただきたい。

理由の要旨については皆様に配っているが、一言で言えば、私たちが考えたいのは、現在の我々の法曹、これも大事であるけれども、「将来像、未来」である。執行部案、請求者案、一生懸命考えていると思う。しかし、これがそのまま可決されてしまうと、将来の法曹志願者に、一体合格者がどうなるのかと、不安を与えることは間違いない。

先ほど執行部は、志願者増のためにパンフレットを作ったと述べた。パンフレットで

志願者が増えるのか。請求者はお金と述べた。確かにお金も大事である。ただ、一番大事なのは何か。我々法曹が、弁護士が、後輩に対して来てほしいという真摯なメッセージを伝えることではないか。是非とも、当職が提案させていただく修正動議について、まず審議をお願いしたい。」

議長は、執行部に議案の修正の意思を確認した。

伊藤副会長 「結論から申し上げますと、修正の意思はない。理由については、藤本会員の議案は、司法試験合格者を年間1,500人以上輩出させるようにし、かつ、現在の年間1,800人の水準を十分に考慮し、急激な減少をさせないということを提案している。急激な合格者の減少が現在の法科大学院生、修了生に与える影響が大きいことはもともとであるが、現在の就職難、未登録者の数、OJTの機会の不足など、状況に鑑みると、司法試験合格者数が現状のままで果たして万全なのかという疑問は無くない。

したがって、日弁連としては2012年3月15日の人口提言で、司法試験合格者数についてまず1,500人と提言し、その後、1,500人を実現するための努力を続けてきた。それは提言に言及されているように、急激な合格者増により需給ギャップによる弊害、就職難、OJT不足などの問題が発生していること、そのことと法科大学院制度の諸課題等があいまって法曹志望者が減少してきていることから、法科大学院制度を建て直す必要があると考えてきた。そして、そのためには、合格者を当面1,500人程度にすることが必要と考えてここまでやってきたものである。したがって、修正案は日弁連の執行部案と内容が異なるので、この修正案に執行部案を変更するということは執行部の意見としてはとらない。」

議長が、修正動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員50名以上の賛成が得られたため、動議が成立した。議長は、修正案及び原案の採決の先後につき説明し、討論を再開する旨宣した。

藤本会員 「先ほど動議の内容については説明したとおりであるが、主要な内容だけ確認させていただく。「合格者数について年間1,500人以上輩出されるようにし、かつ、現在の年間1,800人の水準を十分に考慮し、急激な減少をさせない」というのが一つ目。

二つ目が法科大学院の教育の質を向上させるとともに、「法科大学院制度について奨学金をより一層充実させ、予備試験については制度趣旨を踏まえた運用とする。」

三つ目は第2号議案と同じで、修習費については給費制の復活を求める。

以下、修正動議提案の理由の要旨を説明する。最初に、執行部案について、私は、正

直申し上げて、「まず早期に」という言葉が付いていなかったら、こんな動議は出さなかった。「まず早期に」という言葉はどこから出てきたか。執行部案は、政府の法曹養成制度改革推進会議の決定を先ほど申し上げたとおり不適切に引用している。その会議が1,500人というのを、確かに入れたわけだけでも、まるで認めたかのようにしている。

我々としては世間の要請も十分考慮すべきだし、現に3,000人合格だといって法科大学院に来た人がいっぱいいる。そういう人たちに対して、さらに一体どうなるか分からないという減員策を示すというのは非常に問題がある。少なくとも去年の政府が決めたこと、この範囲では、しっかりやるということを示すことが重要ではないかと考える。

次に1,500人の在り方であるが、理由要旨の2であるが、司法試験合格者数は法曹志願者にとって、将来自分が司法試験に合格して法曹になれるかどうか。これを示す大事な要素である。私たちは現在の法曹として、法曹志願者に対し、将来の司法試験合格者数がむやみやたらに減少するものではない。ちゃんと頑張れば司法試験を突破できるという安心感を与えてあげる必要があると考えている。

私自身54期である。旧司法試験で初めて1,000人合格、丙案と呼ばれていた時代である。私が大学に入学したときに11回生がいて驚いたことがあった。当時、京都大学には4年休学4年留年という制度があり、しかも休学は任意に行ったから、12年京都大学に在籍することが可能であった。何で11回生なのかと聞いたら、司法試験に受からないと。長期にわたり不合格が続く。そういう先輩、友人を記憶している。そういった、点による勝負はまずいという批判から司法試験制度改革がスタートしたことは皆様の記憶にも新しいところではないかと思う。そのため、第2号議案の1,000人合格への削減というのは反対である。

また第1号議案の執行部案、「まず早期に」という言葉が大変気になる。早期に、まずということであれば、近い将来、更なる削減を予定しているということは明らかである。しかもその削減幅が幾らか分からないというのがこの執行部案のポイントである。1,000人かもしれない、800人かもしれない、1,200人かもしれないという状況の中で、いくらすばらしいパンフレットを作っても、法曹志願者が本当に集まるか。

司法試験合格者数はこの9年間、1,800人以上で安定して推移してきた。しかし、これをまず早期に1,500人とすれば、法曹志願者に対し、将来一体どこまで門戸が狭くなるのか。その予測可能性を奪うことになり、将来に対する悪いメッセージを残すのではないかと危惧している。

第1号議案はもちろんすばらしい点もあるが、結局のところ、法曹志願者の志願意欲を減退させ、法曹志願者数を更に減少させることになり、優秀な人材が法曹に集まらなくなる。その結果として法曹の質的な低下をもたらす危険な議案ではないかと考える。ゆえに私たちは、1,500人というのは上限ではなく、「現在の法曹需要を考慮した

下限である」ということを明らかにしたい。これ以上、現在・将来の法科大学院生を含む法曹志願者に対してネガティブキャンペーンをするのはやめにしないか。

法科大学院の学生は一生懸命勉強している。私も三つの法科大学院で教えている。法曹志願者が減っている中で、あえて苦難の法科大学院にやってきた、あるいはあえて予備試験に挑戦して合格した彼らに、更に門戸を狭くするような決議、今ですら先ほどあったとおり、法科大学院の入学者数は2, 200名、適性試験受験者数もかなり少なくなっている。そんな状況で更に追い打ちをかけるような、門戸を狭くするような決議をする。このことが我々法曹の先輩としてなすべきことなのか。

3点目に移る。法科大学院の奨学金と予備試験について、確かに法科大学院にお金が掛かるのは事実である。また法科大学院に通う時間がない方がいる、これも事実かもしれない。ただ現状、これは執行部の説明にもあった、予備試験は実は半数が大学生や法科大学院生の合格者である。単なる就活のツールとなっている。法科大学院の成績が悪い人が一発逆転を狙って、予備試験に合格したらうまく採用してもらえらるだろう。こういった制度になっている面が少なくとも一定程度ある。

予備試験を何らの制限も付さないというのは、本来、予備試験に合格してほしい人をむしろ予備試験から遠ざけ、法曹の裾野を狭くしている。他方、法科大学院での学業に専念できる環境を整備するためには、在学中の経済的負担をできる限り軽減する制度を構築することが必要不可欠である。特に一層の法科大学院生に対する奨学金の充実、これを質の強化よりも前にまず、うたうべきであると考えて提案する。

最後に給費制についても触れる。将来の法曹志願者に安心して司法試験を目指してもらうためには、法科大学院のみならず、司法修習の間の経済的負担を軽減させることも非常に重要である。給費制の復活はその基礎となる。給費制の廃止は、もともと年間3, 000人合格を想定して人われてきたものである。今の合格者数は、当初であっても1, 500人から1, 800人、現状も1, 800人であり、旧司法試験の末期と比べると大差がない。旧司法試験は1年6か月であった。ということは、1年の修習であれば、その1.5倍入っても同じお金でやれるはずである。そうすると給費制の復活は不可能ではないはずである。

第1号議案、給費制に代えて新たな給付制度を求めるという現実路線をとったものであると考える。しかし、日弁連の要請として、現時点で初めからそのような妥協路線でいいのか。明確に「給費制の復活」を求めべきでないか。

以上、述べたように、法曹人口の問題、あるいは経済的支援の問題、これらは全部、法曹志願者の急減の問題と結び付いている。当職の修正案について、是非議論をよろしく願います。」

及川智志会員（千葉県） 「第3案に対して質問する。第1点として年間1, 500名以上を確保した場合、法曹志願者が増えるという趣旨のようだが、今まで3, 000

人にするといつて増えてきて、2,000人を超えても法曹志願者はどんどん減ってきたかと思うが、第3案は、なぜこういうことをすると法曹志願者が増えるのかというのがよく分からない。

それから第2点目は、司法試験は資格試験である。合格者のある一定のレベルは保たなければいけないと思うが、1,500人以上を確保してしまうと、どんなレベルでも1,500人以上合格させなければいけないということになるのではないか。それは司法試験の資格試験というものを变质させるのではないかと思うが、それを根底から変えてしまうという趣旨か。」

藤本会員 「まず1点目の質問であるが、要するに3,000人あるいは2,000人という時代であっても、法曹志願者が減ってきているという現状があるではないかということだと思う。なるほど法曹志願者というのは法科大学院創設当初は旧司法試験以上に志願者が集まり、それから現状、極端に言うとも10分の1に近いぐらい法曹志願者が減ってきているという事実がある。これはどういう立場であっても厳粛に受け止めるべきだと思うが、法曹志願者の増加というところに関して申し上げると、先ほども申し上げたとおり、これ以上、合格者を減らすということが追い打ちになるというのが一番大きな問題意識である。

つまり、今、なぜ法曹志願者が減っているか。それは先ほど伊藤会員からの質問もあったが、複合的な原因がある。その中でも未来が見えない。一旦3,000人にするぞと言いながら増えない。まず増加のペースが落ちる。その後、2,000人のままでいくかと思ったら1,800人になる。私の答えとしては要するに相対的なものだと思う。今、1,000人にするのと1,500人を維持するのとでは、志願者に対して全然違う影響があると思う。

次に2点目の質問に対してお答えする。確かに司法試験は資格試験である。一定のレベルは必要だと思う。執行部も答えたとおり、法科大学院での教育を一生懸命充実させる。それによって、たとえ合格率が7割であったとしても、一定のレベルを確保する。これは基本的に執行部の考えているところと同じである。」

高橋司会員（大阪） 「第1号議案執行部案に賛成する立場から主に人口問題について話す。推進会議決定に当面1,500人という文言が入ったのは大きな成果だったと思う。しかし、そのことによって1,500人というものが獲得済みである、既定路線であると考えすることは早計に思う。この1,500人という数字を入れるために日弁連執行部が大きな努力をされたこと、尽力されたことについては、先ほど来、説明があった。この獲得点は本当に大事にする必要があり、我々もできるだけそれを尊重する必要があると感じている。

日弁連が大きくスタンスを変える、また人口を増やすという声が政界や財界の一部か

ら出てくることを懸念する。なるほど経済について語れるのは弁護士だけなのかもしれない。しかし、それを強く語ることの弊害を私は強く懸念する。現に司法試験の合格者数はまだ1,800人超のままである。また、その中で更なる減員の決議を主文に入れると第三者にどう映るのか、そこは会員各自がよく考える必要がある。

執行部も繰り返しているように、「更なる減員」という主文が入っていないからといってそれが放棄されたということではないはずである。この点についてはいろいろな考え方があり、議論が尽きないけれども、ようやく1,500人という数字が入ったから、そこを大事にしてできる限り団結していく。その実現を図るとというのが、今、日弁連がとっていく立場であろうと考えている。

招集請求者の第2案は司法試験合格者数1,000人という。しかし残念ながら、先ほど来の質疑の中で、そうするための道筋といったものについては何も見えなかった。別の文脈、経済的支援の面であるが、その中でいみじくも我々の立場を理解してもらうことの難しさが明らかになった、そんな気がしている。ただただ、所得が減った。経済面が苦しいということで世の中の共感が得られるとは私には思えない。単に既得権益を守るための業界のようでないかと、そう思われることを懸念する。

所得が減少していることといい、合格者数の減少を主張するだけで合格者が減るといふ立場に私は立てない。そういうことができるのであれば、これまでにとっくに実現している。改めて言うけれども、執行部は1,500人という数字を入れるために、関係機関と何度も協議し推進会議決定にこの数字を入れることに成功した。1,500人という説明のためには相当な苦労があったと思う。

では1,000人に減らすという説得力の論理があるのかどうか。私にはそこは見つからなかった。今はまず1,500人に向けて足元を固めるべきと考え、執行部案に賛成する討論をする。」

尾関恵一会員（岐阜県） 「岐阜県は多治見市、日本一暑いとよく宣伝されている人口10万の田舎の弁護士である。私が弁護士になったときは、おじいさんの弁護士さんが2人と、私ども若いのが3人の5人で弁護士をやっていた。そしてこの司法改革、私は一番最初、岐阜県を代表して司法改革に委員として東京に来た。中坊さんの話を聞いてすばらしい、この男は本当にいい男だなと思ったけれども、少し考えてみたらこれは間違っているということで、彼とすぐに袂を分かち、いろいろ意見を言ってきたが、残念ながら破れてしまった。それが今の結果になっている。

先ほど5人と述べたところ、今、多治見で新年会をやると20何人で、今まで新年会をやっていた会場に入れなほど若い弁護士が来る。そして、私よりもっと山奥、恵那とか中津川というところにいる弁護士は、なかなか弁護士で食っていかれんと。岐阜県は御存じのように山町であるから、イノシシが出る。イノシシを捕ると県から8,000円の補助金が来る。この人たちはこの補助金を狙って、罠をかけるための講習会を受

けに行った。そういう悲しい現実が岐阜県の山奥で起きている。

皆さん、本当に我々、その人たちも社会正義に、そして人権擁護、熱い熱意で弁護士になったと思う。ところが現実には弁護士の過剰。この恐ろしい時代に残念ながら自分の夢を砕かれざるを得ない、そういう現実だ。

その中において執行部がまず1,500人、その中で、その後、どうするのだと。今日の話もだけど、その後、そうなってから検証すると。検証するときは、もうそんなときではない。現実危機は迫っている。

であるから1,000になり、そしてもっともっと少なくなってもいいと思う。適正な弁護士というものがなかったら、日本の法曹界も潰れるし、人権擁護、社会正義の実現、そういうものが崩れていくだろうと思う。我々の請求者案を是非この総会で圧倒的多数で可決していただきたい。」

宇加治恭子会員（福岡県） 「執行部案に賛成の立場から、特に意見の趣旨、第2項の法科大学院の位置付けについて意見を述べる。私は平成19年から地元の法科大学院において実務家教員として教育に関わってきた。また、九州・沖縄はもちろん、全国各地の法科大学院の実務家教員である弁護士や、法科大学院を修了した若手弁護士とも交流してきた。

そうした経験を踏まえて、法科大学院制度の開始により、多くの弁護士が全国各地において法曹養成の入口から関わるようになったことを大切にすべきであると考えている。私たちは弁護士という専門職集団として自分たちの後継者の養成に主体的に関わるという責任があるのではないか。また現在、社会における様々な課題の解決において多様性、ダイバーシティが重要なキーワードとして語られているが、私たち弁護士もこれに当てはまるのではないか。

全国各地に法科大学院が適正に配置され、地元の弁護士が実務家教員として関わり、それぞれの観点から学生を指導して送り出していくということは弁護士の多様性確保の大切な基盤の一つなのではないか。

旧司法試験時代は、一部に大学OB等による司法試験受験団体があったものの、弁護士が後輩の養成に関わるのは、実務修習地における指導担当弁護士として、又は司法研修所教官としてというものであった。ここでの養成の対象は、既に司法試験に合格した修習生であり、司法研修所の教官になるのはほとんどが東京の弁護士であった。

法科大学院制度の創設により、各地方でも弁護士を中心とする多くの実務家教員が学生たちを年単位で指導してきた。また、弁護士である実務家教員の多くは、所属する弁護士会や弁護士会連合会の支援を受けてきた。特に地方では、地域の法科大学院で育った修了生の多くが地元の弁護士会に登録して、大いに活躍し、弁護士会での評判も高いという話をよく耳にする。

私自身も自分の教え子だけでなく、法科大学院出身の全国の若手弁護士と接していて

そのように感じることがたくさんある。今の法科大学院の状況については大きな問題があること自体は私も否定するものではない。改善しなければならないことはたくさんあると思う。しかしながら、全国各地域に適正に法科大学院を配置して、弁護士、弁護士会が主体的に法曹養成に関わるのは極めて重要なことであると考えている。

以上のとおり、法曹養成課程の中核として法科大学院を明確に位置付けていくという観点から執行部案に賛成する。」

打田正俊会員（愛知県） 「私は第1号議案と第2号議案が本質的にどう違うのかという観点の話をする。結論を簡単に申し上げると、請求者の第2号議案というのは法科大学院制度を必ずしも前提にしない。それをなくするとか、なくさないとか、どうするということとは関係なく、日本の弁護士業界の危機を乗り越えるためにはどうしなければいけないかという観点で作られている。執行部案は違う。法科大学院制度は死守しなければいけない。そのためにはどれだけ合格させなければいけないかという観点で作られている。したがって、これを端的に例えると、法科大学院のための法曹養成制度か、法曹養成制度のための法科大学院かという選択だと考えている。

請求者案はまず直ちに1,500人で次に1,000人だと言っているが、1,000人でも増える。減らすためには500人以下にしなければならない。しかし現に法科大学院がある、そこに通っている大勢の学生がいる。そういうことからして、直ちに500人以下という案は出せない。妥協である、暫定的である。しかし将来的には更に減員しなければ日本の弁護士会はもたない。そういう意味で、これは一種の暫定的・妥協的な数字である。

次に執行部案の1,500人はどういう意味を持つのかということであるが、これについて執行部案は明確な説明をしない。先ほどの説明でも、なぜ1,500人かということについて納得のいく説明はない。実はこの人数は、法科大学院制度を死守するためにどうしても必要な合格者数という意味を持つ。

それは私がただ推測しているという話ではない。そのことを知るためには推進会議の下に作られている顧問会議の議事録を読むと分かる。推進会議の下には諮問機関の性格を持つ「顧問会議」と事務局の性格を持つ「推進室」という二つの組織があるが、顧問会議で議論した結果を推進室が文書にまとめて「推進会議」に諮る。推進会議は大臣ばかりの会であるから、上がってきたものをシャンシャンとやるわけである。だから一番大事なのは顧問会議の議論である。しかし、顧問会議ではこのことが議論されていない。

平成25年9月から27年6月まで23回開かれて、その中で法曹人口問題が議題になった会議は合計9回あるが、その議事録をつぶさに読んでみても、合格者の人数を具体的に議論したことは一度もない。1,000人とか1,500人という数字が出てきたこともない。弁護士が過剰であるのかないのか。需要と供給のバランスはどうなのかということ具体的に議論したこともない。そういういい加減な顧問会議である。この

いい加減さについては、私は『法律新聞』に長い文章を載せたが、本当にあきれられるばかりである。ただ一回、1,500人という数字が出てきて、それが決定文になった。

それはいつかというと平成27年5月21日に開かれた第20回顧問会議である。そこに推進室が6月30日の推進会議決定の基になった文案を提出した。それに基づく議論をした。その文案の中に1,500人という数字が出てくる。

ここに議事録があるが、法務省の岩井参事官が報告した。その説明の文章であるが、「法曹の輩出規模が現行の法曹養成制度を実施する以前の司法試験合格者数である1,500人程度まで縮小する事態も想定せざるを得ないところですし、このまま何らの措置も講じなければ、司法試験合格者数が1,500人程度の規模を下回ることになりかねないところです。」「今後、司法試験合格者数がそのような1,500人程度を下回る規模になってしまいますと、法科大学院を中核とする法曹養成制度自体が危機的な状況に陥るのではないかと懸念があります。したがって、推進室としてはそうした事態になることは望ましくないものと考えております。」と言ってこの1,500人の数を説明した。顧問会議では各分野の3名の顧問が発言しましたが、推進室の認識を前提にして、そういうことになるのではないかとつまらない意見を3人の方が言いまして、それで座長が、ではそういうことにしましょうというふうにとめて、文案が決まった。

推進会議決定の前の原案にはこういうことが書いてある。法曹の輩出規模が現行の法曹養成制度を実施する以前の司法試験合格者である1,500人程度まで縮小する事態も想定せざるを得ない。そればかりか、このまま何らの措置も講じなければ司法試験合格者が1,500人程度の規模を下回ることになりかねない。これを決定文の原案として出した。しかし、いかにもこれを世間に対して政府が公表するのはまずいだろうということになり、ここの部分は割愛されたものが現在の決定になっている。

執行部案はこの推進会議決定を評価して、その実現に邁進するということであるので、1,500人は下限、死守すべき最低限である。先ほど第3案の説明があったが、実は執行部の本音は第3案と同じものだと思っている。であるから、今度の執行部案の主文には「更なる減員」ということは絶対入れられない。理由中に入れたのも、臨時総会請求があったから、にわかに入れたのである。それまで執行部が会内で検討していた文案にはそんなことはおくびにも出していないということである。

要は、現在の弁護士数が需要に比較して過剰であることを認めるのか、認めないのか。どちらを選択するかということである。過剰だと認めたら減らさなければしょうがないから、500人以下にしなければしょうがないのであるが、推進会議も日弁連も絶対に過剰だと言わない。ほとんどの弁護士は過剰だと思っている。建前と本音の使い分けが我々一般会員の認識と全く乖離している。非常に不幸な事態である。」

河崎健一郎会員（東京） 「第3案に賛成の立場で討議する。端的に法曹人口の問題

に絞って発言する。私は第1案、執行部案の現状認識に対しては反対するものではない。しかし、執行部案に書かれている内容、すなわち1,500人という数字を出して、まず1,500人、更なる減員の可能性も排除しないという表現に対して反対する。

その数自体に対しても問題意識があるが、その数のこと以上に理由付けが問題であると考えている。その理由付けは何度も読んだが、結局、法曹志願者が減少しているから合格者数を減らすといっているようにしか読めない。

私は弁護士の仕事、法律家の仕事というのは「社会のインフラ」であると思う。単なる社会のインフラではなくて「高度な職業倫理と高度の法的問題解決の技術を備えた社会のイノベーターである」とも思っているが、その話は別論なので、ここではおいておく。私自身、その自負を持って取り組んできた。

少なくとも社会のインフラとしての役割が法曹にあるのであれば、その人数は社会の側の需要によって決せられるべきなのではないか。例えて言うならば、医者の方の社会的需要を考える際にどれだけ多くの方が医者を待ち望んでいるのか。どれだけ多くの方が新しい医療技術を必要としているのかといった社会の側の需要から議論せずに、医者の平均所得がどうであるとか、現在の志望者がどうであるとか、そういったところから議論を始めるのは全くおかしいことだと皆さんも思われるのではないかと感じている。

まず先に社会的な需要があり、需要に応じた人員計画があって、その人員を達成するためにどのような国の予算を分捕ってくるのか。どのように人を育てるための仕組みを考えるのかというのが議論の順序であって、執行部案はこの点において本末転倒していると言わざるを得ない。その点においては第1案に賛成することはできない。

関連し第2案について述べる。第2案は直ちに1,500人への減員を実現し、さらに1,000人以下の減員に進むべきだと書かれている。私は何度も何度もこの議案を読んだ。結論としては、結局、弁護士の所得が激減している。これは需要が激減しているからだ。そのことが繰り返し、繰り返し述べられているように私には読めた。全く賛成できない。

私は週末、息子と一緒に『論語』を読むのを習慣にしているが、「君子は道を謀りて、食を謀らず」という言葉がある。これはもちろん理想論である。理想だけで飯は食えない。私も30人近くの弁護士が所属する事務所の代表をしている。スタッフを合わせ、その家族を含めば100人ぐらいの人たちがどうやって食べていくのかということ毎日毎日考えている。しかし、だからといって、第2案の提案理由を読むと全部お金の話である。大手企業のサラリーマンより所得が低いとか、開業医の平均の3分の1だとか、そんなことばかり書かれている。私は20代のころ、正にそこに書かれている大手企業でサラリーマンをしていた。それが司法制度改革の理念に共鳴して法科大学院に飛び込んだ。私は新61期である。

なぜ私が飛び込んだのか。それはこちらの世界のほうがお金がもうかると思ったから

ではない。司法制度改革が掲げた理念は、人民が統治の客体ではなく主体に転換する。そして事前規制型社会から事後チェック型社会に変わっていく。そのためにはリーガルサービスをちゃんと支える人材が十分に世の中のいろいろなところに存在すべきだという理念に共鳴して、その一兵卒たらんとして、私はこの世界に飛び込んできた。私と同世代の人にそういう人たちはたくさんいる。

もし銭・金だけの問題だけを言われたら私たちはこの世界に来なかつたらと思う。もちろん理想だけの話をしているわけにいかない。生活もある。しかし基本的人権を擁護して社会正義を実現することが使命だと弁護士法の第1条第1項に書いてあるではないか。その使命を負っている弁護士が理想を語らないで誰が理想を語るというのか。

最後に手続保障について述べる。今年司法試験を受ける人は最も早い人でも2年前にロースクールに入学している。未修であれば3年前の入学である。今の制度では5年間受験することが可能であるから、5回目の受験という人なら7年前の入学になる。その当時、合格者数を減らしていくという説明はあったか。曲がりなりにもこの10年間、司法試験合格者数は1,800人から2,100人というレンジ、その水準を安定してキープしてきた。広く教育制度の運用においては何より安定性というものが重要なのだと私は思う。

養成に長期間を要する高度な職業人の養成であればなおさらである。自分たちが入学したときと国家試験を受けるときでゲームのルールが変わってしまうような業界にどんな新人がやってくるというのか。仮に減員するとしても、十分な周知期間を取り、少なくとも5年程度をかけて穏やかな変更にとどめるべきである。この点も私が藤本修正案に大いに賛成する理由の一つである。

さらに第2案には大きな問題がもう一つある。第2案は、合格率の引上げは合格者の質の低下をもたらす。合格率が低くなければ質を確保できないと言い切っている。先ほどの質疑の中でも明確に7割、8割合格するような試験では質は絶対に担保できないとおっしゃった。

しかし、本当に一発試験で選別することが法曹としての質を担保するというのであれば、既存の弁護士の方々にも同じルールを適用すべきではないか。すなわち免許更新制にするべきなのではないか。皆さんにはそれだけの覚悟があるのか。質を満たしていない方にはどんどん退場していただく。毎年、下位3%ぐらいの人たちを排除すれば人口の問題なんか簡単に片が付くと思う。それだけの覚悟があっておっしゃっているのか。

私自身は免許更新制に賛成するわけではない。それは不当な権力の介入を招く可能性があると思う。しかし、皆さんが一発試験での選別が本当に法曹の質を担保する唯一の手段であるとするれば、自らの身にもその論理を妥当させるべきなのではないか。

端的に言って、自分自身は安全な資格に守られて安全圏に身を置きながら、現に法曹の道を選んで今苦勞しながら勉強している人たちに対して何の手続保障もなしにそれを切り捨てようとするその態度に私は全く賛同することはできない。

私は、法曹の持つ法的問題解決の技術と高い職業倫理が、社会の各分野に潜在する様々な問題の解決に有用であると考えている。実際に自分と同じ世代の仲間たちの仕事ぶりを見る中で日々それを感じている。

確かにいきなり3,000人を目標とする司法制度改革はやり過ぎであった。法科大学院も作り過ぎたし、法科大学院によって教育の質もばらばらだった。法学部教育や司法修習との整理も十分付かない中での見切り発車だった。反省すべき点は山のようにある。しかし、弁護士を市民の社会生活上の医師と位置付けて、その自己変革を迫った司法制度改革の理念自体が間違っていたとは私は思わない。

現に私は司法制度改革の理念に共鳴してこの世界に飛び込んで全く後悔していないし、弁護士というのはすばらしい仕事だと思っている。

以上の観点から私は藤本会員の動議に賛成する。仮に藤本会員の修正案が受け入れられないのであれば、より、ましなものを選ぶという意味において第1案に賛成する。第2案には全くもって反対する。」

竹腰幸綱会員（東京） 「第1号議案に賛成する。私は法科大学院を卒業し、新司法試験に合格して弁護士になった。大学の学部時代は旧司法試験も受験している。そうだった私の経験も踏まえつつ、以下、賛成の理由を2点述べる。

第一に、法曹養成制度に関し、法科大学院教育を法曹養成制度の中心に据えるべきだと考えているので、法科大学院教育を肯定的に捉え、発展させようとする第1号議案に賛成する。

現在、弁護士が活躍するフィールドは以前にも増して広がりを見せている。その中にあるのは、幅広い法律的知識を身に付けることはもちろん、法律に限らず、未知の問題に取り組むことができる思考力が今まで以上に求められる。その基礎を築くために法科大学院における教育は非常に重要であると考えます。

私自身、法科大学院入学前までは予備校に通い、残念ながら論点を暗記し、暗記した文章を試験でいかに正確に書くかということに力を注いできた。しかし、法科大学院に入学し、教員とのやり取りの中で、どの条文が問題になり、なぜその論点が導かれたのかを繰り返し問われ、自分の頭で思考していなかったことを実感した。

そして基礎科目を学びながら思考力を鍛える一方で、実務家教員から法律の実践について指導を受けることができた。その相乗効果で法律に対する理解を深めることができ、法科大学院教育の有用性を肌で感じることもできた。

また展開・先端科目として幅広い法律的知識を体系的に学んだことは今でも財産になっている。必修科目である行政法のほか、試験科目として選択した倒産法、試験科目以外で国際私法、環境法、消費者法などを学び、各科目の基本的な考え方をある程度身に付けることができた。

実務に就いた後も、体系的に学んだ分野では、問題となるポイントを押さえやすく、

当該分野を実践する上で未経験となることが、高いハードルになることはない。隣接科目として学んだ会計学も企業の仕事に携わる上で大きな力となっている。

法科大学院生の頃は、司法試験との関係で受験科目ではない授業についても多く履修が要求され、個々の科目について深い学修を求められるため、このようなカリキュラムが負担に感じることもあった。しかし、このカリキュラムをこなすことで、多くの学生は幅広い法律的知識を身に付け、問題解決のための思考力を養うことができ、実務に就いた後も法科大学院での学修を存分にいかすことができる。

いつ合格するとも分からない受験勉強をやみくもに続けるだけでは各個人が持つ能力を引き出し、可能性を広げることは困難である。一定程度の司法試験合格率が裏打ちされ、カリキュラムが確立された法科大学院の中で体系的に学ぶことで、幅広いフィールドで活躍する可能性も持つ有為な人材を育てることができ、また呼び込むことができると思う。

今後の法曹界を担う有為な人材を更に輩出するため、法科大学院制度を肯定的に捉え進化させる必要があると思う。

第二に、司法試験合格者数について、まず1,500人とし、その上で法的需要等を考慮して対処する第1号議案が適切であると考えている。司法試験合格者数や弁護士人数の問題について一義的に結論を導くことは困難だと思うが、この問題を考えるに当たっては利用者からの視点が不可欠だと考えている。

弁護士の人数が増えたことにより、企業内弁護士を始めとして弁護士が活躍するフィールドが広がりを見せ、弁護士過疎地は確実に減少し、法律の専門家である弁護士が利用者にコミットする機会が多くなった。さらに、利用者の声に耳を傾け、あるいは分野をえり好みせず事件に取り組む弁護士が増えたと思う。このような変化は、弁護士の人数が増加したことによるところが大きく、限られた弁護士の人数ではなし得なかったことではないか。

人数が急激に増加したことにより、ひずみが生じていることは否めず、司法試験合格者数を一旦減員することはやむを得ないと思う。しかし今後も幅広い分野に利用者と協働する弁護士を関与させ、利用者の利益を実現するためには緩やかに弁護士人数を増やし、一定規模を確保すべきだと考える。そして、司法試験合格者数を一旦1,500人にまでペースダウンさせ、法的需要等を考慮してその後の人数を決めることは、人数の増加により生じた問題に配慮しつつ、利用者の利益の実現に資するものであって適切な方針であると考えている。

これに対して第2号議案は、弁護士の増加により利用者にどのような利益をもたらしたのかということについて全く触れておらず、利用者からの視点に欠けるように感じられ賛成できない。以上の理由から、私は第1号議案に賛成する。」

高山俊吉会員（東京） 「今日の総会は会長がどうしてこの日を選んだのかという釈

明から始まった。他に日がないと言った。私はこのことについては基本的な疑問を持っていた。この日は代議員会の日だ。代議員会ならぶつけてもいいのか、3. 11に。他日弁連の会員との調整をどれだけやったのか一言の話もなかった。

皆さんはこのエントランスで大震災の展示展が行われていたことは御承知だろうか。3. 11とは何の日か。東北3県から上京されている会員の方がいらっしゃると思うけど、どういうお気持ちで昨日、今日、こちらに来られたか。

この展示会でも、あの岩手県の大槌町のガレキの上の雪の底に安倍首相の日本を取り戻すというスローガンが掲げられていた写真があった。弁護士会側は何て言ったか。これを掲示することは政治的な立場をとることを意味する可能性があるから外してもらいたいと言った。

私はなぜこういう話をしているのか。余計な話をしているのではない。日弁連は今、そういう立場をとろうとしている。本来なら今日もエントランスロビーで大震災の、福島原発のあの写真展が行われているはずであった日でこれをやった。原子力は未来のエネルギーだという大きなアーケードの前に野良犬化した犬の写真があった。この写真も政治的だと言うんだ。どう思う、みんな。

私たちは今、激増の議論をしている。執行部は激増という言葉は使わないけれども、私たちは真空の社会の中で法律家の人数の多い、少ないの議論をやっているのか。そうではない。現実には政府や財界の方針は、原発に関してはあの伊方原発以来の最高裁の原発推進政策に後ろを支えられて進んできたじゃないか。全国の裁判所が、少しでもそれと違う方向をとれば、最高裁は潰してきたではないか。そういう司法政策の下に、この国の司法が行われている。そして闘う弁護士もいる。本当に原発に真剣に闘っている弁護士は恐らく今日は苦しんだはずだ。私も身を二つに裂いて、今日ここに立っている。これがなかったら私は福島に行っていた。そういう日だと思っている。それが弁護士の責任だろう。

私は執行部案に根底から反対する。なぜ反対かというなら、今論議されていることは、正にこの会場で2000年11月1日に議論したあのことの繰り返いだ。激増という方針が中坊の提言によって行われた。そして、それをよしと日弁連は答えた。その中坊のDNAを本当にそのまま継承している現執行部がそういう提案をしている。

先ほどの伊藤副会長の話を聞いて、会場の多くの皆さんもそう感じたと思うけれど、あの日弁連ニュースというのは不公正ではないかと言った。その釈明は中身のあるものだったか。伊藤さん、ない。そういう中身で私たちを本当におかしなところへ持っていくとしている、そのおかしさに対して、なんと弁護士は人が良いのだろう。お人好しという言葉は私は皆さんに贈りたい。

このおかしさの中に私たちは欺瞞を感じる責任がある。それが正に社会的責任のはずだ。1, 500人から先のことは今言及すべきではないと。言ってはいけないというわけだ。なぜそういうことになるのかの根拠は何一つ先ほど言われなかった。それは何を

意味しているのかということ、執行部案そのものが激増の方針だからだ。激増の方針をごまかして、ごまかして、そしてそれを隠蔽して終わらせようとしているからだ。だから曖昧にしている。この曖昧を剥いで真実を見いだすということが私たちの責任ではないか。

執行部案は激増路線であった。司法制度改革審議会のあの答申の方針だった。その本質は何かというならば、それは弁護士と弁護士会の解体だ。弁護士会を潰す。弁護士会をこれまでとは全く違った団体に切り替えていく。その方向に、あろうことか日弁連が賛成している。激増というのはその狙いだ。

貧困の実態をめぐる議論が先ほどから随分行われた。金を儲けようと思って弁護士になった者はいない。そのとおりだろう。問題は、今、政府、権力、財界が弁護士を貧しくさせるということが権力になびくきっかけになるということを彼らを感じて、その政策を追求している。だから我々はそれに根本から反対する、その構造で言っている。金を儲けたいと思っている弁護士はいないだろう。少なくともここに集まっている皆さんは真剣に考えているはずだ。恐らく、この招集請求をされた方々もその見地に立っていると思う。

私は、日弁連執行部のこの提案が、激増政策が、弁護士を解体する狙いを持っているそのことを暴くどころか、それを翼賛するという立場に立っていることを弾劾する意味において、私は全く反対であるということをお願いしたい。」

正木みどり会員（大阪） 「第1号議案について賛成できない箇所を申し述べる。

法科大学院制度の関係であるが、執行部案は、従来の長きにわたった法曹養成制度、それから法科大学院制度それぞれの評価について少し公正さに欠けるのではないかということをお願いする。

議案書に、「非法学部出身者や社会人経験者など旧司法試験時代には法曹を志望しなかった者も法科大学院を志願し、法曹となって各分野で活躍することとなった」とある。しかしこれは事実認識が異なる。私は31期で体験しているが、旧司法試験時代、働きながら学歴もありながら、合格してきた人たちを知っている。そして、法科大学院制度が始まった当初はいざ知らず、現状では、このような人たちはなかなか参入障壁で入ってこられなくなっている。そういうふうなところなのに、その事実認識について、この議案書の書き方はいかにも偏っている。

そして多様性の確保ということも言われているし、時間的・経済的負担にも触れられているが、この辺は法科大学院制度にある意味、内在する問題そのものである。私が今、法科大学院制度と申し上げたのは、法科大学院そのものというよりは、その修了を司法試験の受験資格とするという意味で「制度」という言葉を使った。

法科大学院も今年学生を募集している法科大学院の所在地は、もう14都道府県しかない。その14都道府県の法科大学院に通える条件のある人しか法曹を志せなくなっ

いる。各地で後進を養成しようと言われても、たった14都道府県である。法科大学院に行けない人は、別に経済的な問題だけではない。地理的要因もある、家庭責任もある、仕事を失うわけにもいかない。学歴、もろもろの条件がある。学生も、なぜ大学生が予備試験を受けたらいけないのか。そのようなことを考えると多様性に逆行することになり、今、予備試験というのはその貴重なルートである。その制限を是とするかのごとき表現には、私は到底賛成できない。

また、私たちが忘れてはいけないのは、法科大学院に入ることができ、そして弁護士になることができた者はここで発言できる。でも、法科大学院に行けずに法曹の道を諦めた人たちの存在は、私たちが思いを致さなければ、その人たちの声は具体的な声としてここに挙がってこない。そういう人たちの存在を私たちは忘れるわけにいかない。そして、多様ないろいろな条件を抱えた人たちが法曹の道を志せるような、そういうものとして私たちは法曹養成制度を考えなければいけないということで、法科大学院制度が中核であるとして、全面的に肯定して続くかのような文章、そして予備試験を制限するかのような表現のある執行部案の部分に対しては、私は賛成できない。」

多田猛会員（第二東京） 「東京、横浜、福岡にオフィスがある。私は弁護士4年目、ロースクール未修コース5期目の世代になる。社会人を6年やって、法科大学院があったからこそ、この世界に飛び込んで行けた若手弁護士の一人として意見を述べる。

私は今回3案を拝見し、第3案に賛成する。第2号議案招集請求者案の理由付けは、結局のところ、弁護士の所得の低下に尽きるという印象である。第1号議案は各方面に配慮した案だと推察するが、それでも私の認識している事実とは異なった前提に立っている。第3号議案修正動議案が比較的正しい認識に立っていると考える。

私の知る限り、私の同期も、その2～3年前後の世代にも、生活が成り立っていない弁護士は見当たらない。裕福ではないかもしれない。でも、みんな必死に食っている。そういう我々若手を見て、「食えない」とか「質が低下している」などと言われるのを聞くたびに本当に悲しい気持ちになる。私たちは劣化した弁護士といえるのか。

私が知る限り、同期はみな職に就いている。現在の就活状況は更に改善していて、68期、69期は売り手市場の状態にあると聞いている。初任給も低下傾向に歯止めがわかり、再上昇している事務所も多いと聞く。経済状況が好転すれば、就職状況や賃金も上昇する。若手の就職難とか若手が借金苦になっているなど、若手弁護士がかわいそうという論調をよく聞く。しかし、結局は、自身の所得の低下を避けたいから、すなわち国民の権利を守るのではなく、自分の生活と権利を守るために弁護士を増やすなど言っているように私には聞こえる。

もう一点、「ロースクール修了生の質」という議論である。我々若手弁護士は生き生きと新たなフィールドで活躍している。私は、弁護士がほとんど入っていないベンチャーの起業家に弁護士が入っていくマッチングのための仕事に取り組んでいる。私の知っ

ている若手弁護士は憲法を守る運動、子どもの貧困化対策、性差別問題、外国人の人権、中小企業の海外進出支援等々、公益性のある仕事や新たな領域に果敢に挑戦している。

よく言われる命題、若手弁護士の収入が低いから公益性のある活動ができないというのは私の実感とは正反対である。法科大学院の志願者、法曹志望者の減少という危機をもたらした大きな原因は、弁護士は儲からない、未来は暗いという誤ったメッセージ、それを鵜呑みにするマスコミの報道、それに対して十分な対応を行わなかった我々弁護士に責任があるのではないか。

弁護士は非常に魅力的な仕事である。若者にポジティブなメッセージを残すのが我々の使命ではないか。司法試験は資格試験である。法科大学院を修了すれば一定の知識と能力のある人を合格させる絶対的評価基準であるべきである。国が毎年何人と新規参入者の人数を制限すること自体に私は個人的な疑問を抱いている。

法科大学院制度を維持し、多くの法曹志願者を取り戻す方法は、本来意図していた制度設計、すなわちロースクールがプロセス重視の教育をしっかりと行い、修了者のほとんど全員を合格させることである。当初の構想にあった司法試験合格者数3,000人という将来的な目標は、最低限の数値として放棄すべきではない。ましてや今までの2,000人の規模から減員するのは制度の崩壊を招く。この点で、私は招集請求者案はおろか執行部案にも反対する。

業界団体内の小さなコップの中で新規参入を減らせと争いを続けていたら、隣接士業にどんどん仕事をとられてしまう。TPPが発効されれば国際競争の中で海外の弁護士に負けてしまう。日弁連の声、弁護士会の声がなかなか国民や政治家に届かず、聞いてもらえない。そんな状況は改善されない。

日弁連や弁護士会が提言すべきは、真に国民の権利を守るための方策ではないか。例えば、弁護士の質を確保するというのであれば、専門弁護士認定制度を創設すること、他に被害者の権利がより保障される賠償制度の創設、法執行の強化など、日弁連・弁護士会が団結してやるべきことはたくさんある。皆さんも是非社会のために未来ある議論をやろう。」

大迫唯志会員（広島） 「第1号議案の、特に「法科大学院を法曹養成の中核とする」という点に賛成する立場から賛成討論をする。

今日この議場で第3案の修正案が出されて、それに賛成する法科大学院出身者の先生方が非常にいいプレゼンテーションをされるなと思って聞いていた。法科大学院がきちんと教育をしていることを非常に実感した次第である。

ここにいる皆さんは、司法試験を合格して一つの目標に到達され、みんな弁護士として頑張っている仲間たちである。しかしながら、我々が受験してきた時代、あるいは受験していた最中のことを覚えておられるか。私は大学を卒業した時点で択一試験も合格しておらず、本当にこのまま自分の人生はどうなるのか。あるいは試験に落ちるたびに

自分の人生が削られていくような本当に不安な気持ちになった。

法科大学院ができて3年目の頃に、私は法科大学院で教えていた。その時代は社会人の方々が、とにかく未修でも、3年、4年の計画を持って法科大学院に入ってきた。そして、その法科大学院に入ってきた社会人が法学部から入ってきた未修者や既修者の人たちに対して、いわゆる志というか、自分は弁護士になるんだという気持ちを本当によく伝えて、本当に活気があったろうと思う。

その現実として、法科大学院が当初あれだけの志願者があったという事実がある。それは法曹になりたい人は、自分の計画を持ってそこに飛び込んで、法科大学院でちゃんと勉強すれば7割、8割の人が受かっていくということをきちんと制度として作ってあげれば、やはり社会の有意義な人たちはそこに飛び込んでくる。そういったことが実証されているんだろうと思う。

確かに法科大学院で教えていて、法科大学院が当初の理想のとおりになっていないということは私も認めるところであるし、改革を必要とするところはたくさんあるというのは私も認めるところである。しかしながら、この集中改革期間に法科大学院の教育の質を上げて、合格率を7～8割に持っていく。そうすると社会の有為な人たちが法曹を目指してまた飛び込んでくるような法科大学院ができる。そうすれば、今日のいろいろな議論をされている法科大学院の出身の先生のように、こういう場所においても臆することなく、きちんとしたプレゼンテーションができるような立派な法曹になってもらえるものだと思っている。

そういう意味で、やはり法科大学院が法曹養成の中核として、我々自身はその法曹養成の中にしっかりと責任を持って関与していくという制度をきちんと維持していきたいと思っているので、第1号議案に賛成したい。」

下川慶子会員（東京） 「第1号議案に賛成する。私は弁護士登録後、3年間、一般的な法律事務所にて勤務していたが、その後、いわゆる組織内弁護士として勤務している。その立場から、法の支配を社会の隅々にまで行き渡らせ、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するため、弁護士領域の拡大などに積極的に取り組むという姿勢を基本とする第1号議案が妥当だと考える。

日弁連は、これまで法の支配を社会の隅々にまで行き渡らせ、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するために、市民にとって、より身近で利用しやすく頼りがいのある司法を実現するという理念を前提として様々な取組を行ってきたと思う。

そして、組織内弁護士は、これまで弁護士がそれほど進出していなかった領域において、その知識や経験をいかして、当該組織の活動を法の精神に沿うようサポートするもので、正に法の支配を行き渡らせる役割の一端を担うものである。私は、実際に組織において勤務する中で、組織内弁護士が法の支配の実現のために有用であると感じている。

何と言っても、弁護士へすぐにアクセスできる。例えば、同じ組織にいる身近な存在

として、法律問題かどうか微妙な問題でも気軽に相談いただいている。事案の経過や内部の実情も理解しているため、相談側も事情を話しやすいということもあると思う。また、契約書などについては全件法務部でチェックするなどトラブルを未然に防ぐことに役立っていると思われる。

他にも職場での学習会などにおいて、講師として業務に必要な法律知識をレクチャーするということもある。現在、弁護士登録先を当該組織とする組織内弁護士だけでも1,400人を超え、組織内弁護士は急激に増加している。これはもちろん、社会からのニーズがあることが理由の一つだと思う。

私は組織内弁護士として勤務するようになり、他の企業や組織の方々とお話しする機会が多くあるが、いろいろな方から「弁護士に来てもらいたいと思っている」というようなことを聞く。企業などに対する社会からの法令遵守の要請は高まり、遵守すべき規制も多様で細くなっている中で、これに対応するには、内部に法律家がいなければなかなか難しいという声も聞く。弁護士の能力が必要とされる場面は多く、それに簡単にアクセスできる組織内弁護士のニーズはあると思う。

日弁連は社会からのニーズに応える必要があり、このような状況にもかかわらず、組織内弁護士について消極的に捉えるということは、これまでの日弁連の理念にはそぐわないものとする。

また、組織内弁護士の急増は、組織内弁護士に魅力を感じる弁護士が増加したことも一つの理由だと思う。組織の中にいれば、正に当事者としてビジネスの現場に関わることができ、組織への貢献や達成感を強く感じられる。また、福利厚生がしっかりしており、特に女性にとっては産休や育休、時短など、出産や育児を安心して行うことができる環境が整っていてメリットは大きい。

組織内弁護士は、法律事務所に就職できないからと仕方なく選択するのではなく、積極的に選択するものになっていると思う。

第2号議案の提案理由では、法曹有資格者の拡大を無条件に認めることが弁護士のビジネス化、従属化を進め、その結果として法曹の変質、地位の低下を招き、弁護士制度を崩壊させることが危惧されている。しかし、組織内弁護士は組織に所属するが、組織に従属することではないし、組織内弁護士だからという理由でビジネス化するものでもない。組織が法に反した活動を行っていないか、法にのっとった上で組織の利益に資する方法はないかなどについて検討・助言等を行うが、あくまで弁護士として行動するものである。

ここで法曹倫理をきちんと学んでいるということが必須になると思うが、これは法科大学院において必須科目とされているものである。また、法科大学院では実務家教員とも交流があり、その中で自然に「法曹倫理」について考える機会を持つこともできるかと思う。

法科大学院における教育に関しては、先ほどの竹腰会員と基本的に同意見であるので

省略するが、弁護士の領域拡大も法科大学院における教育を前提として、より望ましいものになるのではないかと考えている。以上より、私は第1号議案に賛成する。」

長谷川直彦会員（東京） 「第1号議案に反対し、第2号議案に賛成する立場から意見を述べる。先ほど高山会員の意見にもあったが、2000年11月1日に日弁連は3,000人ロースクールを容認するというとんでもない決議をやった。今ここにいる菊地議長、先ほどから何回も答弁に出ている伊藤副会長、この方々もその当時、3,000人ロースクールに賛成だと言っていた一人である。言ってみればA級戦犯である。

そして執行部案を見ると、改革会議、このように1,500人と盛られたのが成果だと言っている。どうして成果なのか。もともと3,000人にしたということが間違いである。そのことの総括抜きに、どうして1,500人が成果だといえるのか。1,500人が成果だから、それについてこれ以上政府を刺激しないように、これ以下は何も言わないという、とんでもない話である。成果でも何でも無い。

まず実際にこの間、弁護士は激増した。それでどうなったか。私は弁護士会の非弁提携対策本部で非弁提携の弁護士がどういうものか、いろいろと見てきている。昔の非弁提携弁護士といったら、病気をしたお年寄りとか、バブルのときに不動産投資か何かやって失敗して大やけど食らった人、大体こういう人がなっていた。

ところが、最近どうであるか。私がやったところ、最初に入った事務所が非弁提携弁護士、非弁提携と疑われる事務所、そしてその後、二つ、三つ動いているという若手。はっきり言うと、非弁提携事務所以外には知らないという若手がいる。どうしてこうなったのか。もちろん、これらの人が、倫理観がないとか、全然そうは思わない。

しかし、実際、最初から非弁提携に落ちぶれるというのか、こういうふうになるのは、結局は、生活できないからではないか。大学は奨学金やなんか充実しているけれども、大学の奨学金は、一方では学生ローンと言われている。ロースクールに行けば、また奨学金を充実すべきだと。3号議案の方からもそういう文言があった。それは充実しないより充実したほうがいいだろうけれども、裏を返せばまた借金である。それで研修所はまた貸与制、これも借金、ローンである。これを順番にきっちりやれば、多分、司法修習を修了するころには1,000万は下らないだけの負債が出てくる。

それで、本当の意味で人権擁護する事件をできるか。多分できないと思う。幾らきれいな事を言っても、生活できなければ、できない。私自身、はっきり言うと解雇された労働組合の労働事件、戦後補償事件、さらに監獄における人権侵害などの勧告事件なんてやっているが、金には絶対ならない、自信を持って断言する。これで飯なんて絶対食えない。でもまだ、そういう事件をやるというのは、カスカスながら他でやって、できるからである。

先ほど『論語』を子どもと一緒に読んでいた方がいた。『論語』でいうと、「衣食足りて礼節を知る」というのがある。衣食が足りなければ礼節を知らない。要するに、飯が

食べなければ、よからぬことをする。礼節は知らないということになるので、これ以上、激増はおろか、どんどん減らさなければいけないという時期だと思う。であるので、私は1号議案に反対し、2号議案に賛成する。」

萱野唯会員（第二東京） 「司法修習生に対する経済的支援について第1号議案に賛成する立場から発言する。とはいえ、私としては第2号議案についても、その目指すところは一緒であると考えている。法曹人口、ロースクール、予備試験、たくさん議論がなされたところである。ただ、この問題に関しては、是非ケンカをしないで一緒に取り組んでいただきたいというのが私の願いである。

私は学生のときからもう5年以上、給費制の活動に取り組んできた。今も毎日のように議員会館に通って議員要請をしている。その上で、現在、日弁連が求めているもの、給費の実現、修習手当、その中身は従前の給費制と同水準、中身だけ見れば変わるものではない。また、理念においても、この議案書に書かれているとおり、修習専念義務にも触れられているし、法曹の公益性にも触れられている。そこまで大きな違いではないのではないかと私は考えている。

一方、招集請求者の先生方、先ほど、額先生とも挨拶させていただいたが、これまで一緒に運動してきた先生方がたくさんいる。今も現に一緒に運動している。また来週も一緒に会議をする。私は第2号議案の給費制の復活についても賛成している。確かに両議案が全く同じだとは言わない。もっと権利義務の文脈で考えるべき、安易な妥協はするなという叱咤激励であることはよく分かる。しかし、そのアプローチの違いはあれ、これまで一緒に運動してきた、だからこそ、党派を超えて、司法制度改革への賛否も超えて、国会議員の過半数がこの問題に賛同してくれている、そこまで理解が広がってきたのだと思っている。

私も貸与制の下、修習を送った。そしてこの間、65期、66期、67期、68期、69期と貸与制の下、経済的な不安を抱えたままの修習に送り出してきた。また、法曹志願者が激減して、その裏では経済的事情によって夢を諦めた大学生・若者たちを私は日々見ている。さらに司法試験に合格したにもかかわらず、貸与制による経済的負担を理由に修習に行くことを諦めた仲間も実際にいる。

私はこの運動に携わる者として、本当に申し訳ないと心から謝りたいと責任を痛感している。仮に今後、修習手当が実現し、また給費制が復活しても一度諦めた人はきっと、もう戻ってこないと思う。当事者にとっては一年一年がラストチャンスである。このような当事者の状況を見れば、一日も早く具体的な制度改善をすることが必要だと思う。そうであれば、多少の考え方の違いを超えて、日弁連が一致団結して取り組むことが必要ではないか。

私は、本日出されている三つの議案、多くの共通項があるにもかかわらず、殊更、違いだけが強調されて激しい対立があるかのような誤ったメッセージが会の内外に発信

されることを本当に悲しく思っている。

以上のとおり、第1号議案と第2号議案、第3号議案も含めて目指すところは同じであるということを確認するとともに、多少の考え方の違いを超えて、一致団結してこの問題に取り組んでいただきたい。この会場にいる全ての先生方をお願い申し上げて私の発言とさせていただきます。」

池田綾子会員（第二東京） 「進行についての動議を提出する。既に大方の議論は尽くされたし、またこの後、修正案を含めて3回の採決で時間を要すると思うので、ここで討論を終え、採決に移るよう動議を提出する。」

議長は、討論終局の動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員20名以上の賛成が得られたため、動議が成立し、その後動議につき採決したところ賛成多数であったので討論を終局し、採決に入る旨宣した。

（「議長解任の動議を出します。」の声あり）

議長解任の動議が出されたことから、副議長が、議長解任の動議を採決に付したところ、挙手による採決の結果、反対多数で動議は否決された。

議長は、まず、第1号議案に対する修正案について採決を行い、挙手による採決の結果、修正案は否決された。

次に、第1号議案について採決が行われた。第1号議案についての採決の結果は、以下のとおりである。

出席会員総数（代理出席・会出席含む。） 1万3,406名

議案に賛成 1万0,379名

議案に反対 2,948名

棄権 79名

以上の結果、第1号議案は賛成多数により可決された。

続いて、第2号議案について採決が行われた。第2号議案についての採決の結果は、以下のとおりである。

出席会員総数（代理出席・会出席含む。） 1万2,756名

議案に賛成 2,872名

議案に反対 9,694名

棄権 190名

以上の結果、第2号議案は反対多数により否決された。

以上をもって全ての議案の審議を終了し、村越会長から次のとおり挨拶があった。

執行部提出の第1号議案を賛成多数で採択いただき、感謝する。第3案藤本修正案賛成の発言をされた先生方の発言にはたくさん共感するところがあった。

また最後には、萱野会員から、いろいろ違いがあっても一致結束して力を合わせて取り組もうという発言があった。全面的に賛成である。執行部は、本決議、第1号議案で決議された決議と理事会で議論いただいている、いわゆる「取り組もうペーパー」に示した方針に基づき、全国の会員、弁護士会と力を合わせて法曹養成制度改革実現のために全力で取り組んでいく。

私ども平成27年度執行部の任期は、あと20日ほどとなった。最後まで気を抜くことなくベストを尽くす。そして、この法曹養成制度改革の取組を始めとして、中本新執行部にしっかりとたすきを渡したい。日弁連は3月末で執行部・役員が総入替えとなるが、世の中は切れ目なく動いている。殊に国会ではいよいよ法案の審議が本格化する。6月1日までの極めてタイトなスケジュールの中で多くの重要法案が審議される。3月から5月までは日弁連として国会対策に全力を傾注すべきときである。

ところで、今国会に児童福祉法の改正案が提出されると報道されている。この改正案は児童相談所の機能を強化し、児童虐待を防止するために児童相談所に弁護士を配置することを定めるものである。公的機関に弁護士を配置することが法律に明記されるのは初めてのことである。極めて困難な課題ではあるが、改正法の成立・施行を見据え、日弁連・弁護士会として弁護士・弁護士会に対する期待と要請にしっかりと応えるために早急に対応体制の整備を図らなければならない。是非とも会員の皆様には御理解と御協力をお願いする。

最後に村越執行部に対する2年間の支援に心から感謝申し上げ、中本新執行部に対し、それ以上の支援をお願いして、私の閉会の挨拶とさせていただきます。

以 上

(調査室嘱託 牧田 潤一郎)